

**LEGOLAND JAPANに係る
環境影響評価準備書**

(レクリエーション施設の建設)

平成25年9月

Merlin Entertainments Group Limited

は じ め に

本環境影響評価準備書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、環境影響評価方法書に対する市長の意見等を考慮して選定した項目並びに調査、予測及び評価の手法により、対象事業に係る環境影響評価を行った結果をとりまとめたものである。

目 次

頁

第 1 部 環境影響評価に係る事項

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称	1
1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
1-2 対象事業の名称及び種類	1
第 2 章 対象事業の目的及び内容	2
2-1 対象事業の目的	2
2-2 事業予定地の位置、事業規模等	2
2-3 事業計画の概要	4
2-4 工事計画の概要	15
第 3 章 事前配慮の内容	21
3-1 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮	21
3-2 建設作業時を想定した配慮	22
3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮	24
第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況	25
4-1 社会的状況	29
4-2 自然的状況	59
第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目	75
5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出	75
5-2 影響を受ける環境要素の抽出	75

第2部 環境影響評価

第1章 大気質	79
1-1 解体工事による粉じん	79
1-1-1 概 要	79
1-1-2 調 査	79
1-1-3 予 測	80
1-1-4 環境の保全のための措置	84
1-1-5 評 価	84
1-2 建設機械の稼働による大気汚染	85
1-2-1 概 要	85
1-2-2 調 査	85
1-2-3 予 測	88
1-2-4 環境の保全のための措置	101
1-2-5 評 価	102
1-3 工事関係車両の走行による大気汚染	103
1-3-1 概 要	103
1-3-2 調 査	103
1-3-3 予 測	106
1-3-4 環境の保全のための措置	125
1-3-5 評 価	125
1-4 新施設関連車両の走行による大気汚染	126
1-4-1 概 要	126
1-4-2 調 査	126
1-4-3 予 測	126
1-4-4 環境の保全のための措置	137
1-4-5 評 価	138
第2章 騒 音	139
2-1 建設機械の稼働による騒音	139
2-1-1 概 要	139
2-1-2 調 査	139
2-1-3 予 測	142
2-1-4 環境の保全のための措置	150
2-1-5 評 価	151

2-2	工事関係車両の走行による騒音	152
2-2-1	概 要	152
2-2-2	調 査	152
2-2-3	予 測	155
2-2-4	環境の保全のための措置	166
2-2-5	評 価	167
2-3	新施設の供用による騒音	168
2-3-1	概 要	168
2-3-2	調 査	168
2-3-3	予 測	168
2-3-4	環境の保全のための措置	172
2-3-5	評 価	172
2-4	新施設関連車両の走行による騒音	173
2-4-1	概 要	173
2-4-2	調 査	173
2-4-3	予 測	173
2-4-4	環境の保全のための措置	181
2-4-5	評 価	182
第3章	振 動	183
3-1	建設機械の稼働による振動	183
3-1-1	概 要	183
3-1-2	調 査	183
3-1-3	予 測	184
3-1-4	環境の保全のための措置	190
3-1-5	評 価	190
3-2	工事関係車両の走行による振動	191
3-2-1	概 要	191
3-2-2	調 査	191
3-2-3	予 測	193
3-2-4	環境の保全のための措置	197
3-2-5	評 価	198

第4章 水質・底質	199
4-1 工事中	199
4-1-1 概要	199
4-1-2 調査	199
4-1-3 予測	200
4-1-4 環境の保全のための措置	201
4-1-5 評価	201
4-2 供用時	202
4-2-1 概要	202
4-2-2 調査	202
4-2-3 予測	202
4-2-4 環境の保全のための措置	208
4-2-5 評価	208
第5章 土 壌	209
5-1 概要	209
5-2 調査	209
5-3 予測	210
5-4 環境の保全のための措置	213
5-5 評価	214
第6章 景 観	215
6-1 概要	215
6-2 調査	215
6-3 予測	218
6-4 環境の保全のための措置	223
6-5 評価	223
第7章 廃棄物等	225
7-1 工事中	225
7-1-1 概要	225
7-1-2 予測	225
7-1-3 環境の保全のための措置	230
7-1-4 評価	230

7-2 供用時	231
7-2-1 概 要	231
7-2-2 予 測	231
7-2-3 環境の保全のための措置	233
7-2-4 評 価	234
第8章 温室効果ガス等	235
8-1 工事中の温室効果ガス	235
8-1-1 概 要	235
8-1-2 予 測	235
8-1-3 環境の保全のための措置	238
8-1-4 評 価	239
8-2 存在・供用時の温室効果ガス	240
8-2-1 概 要	240
8-2-2 予 測	240
8-2-3 環境の保全のための措置	243
8-2-4 評 価	244
8-3 オゾン層破壊物質	245
8-3-1 概 要	245
8-3-2 調 査	245
8-3-3 予 測	245
8-3-4 評 価	246
第9章 安全性	247
9-1 工事中	247
9-1-1 概 要	247
9-1-2 調 査	247
9-1-3 予 測	259
9-1-4 環境の保全のための措置	276
9-1-5 評 価	276
9-2 供用時	277
9-2-1 概 要	277
9-2-2 調 査	277
9-2-3 予 測	277
9-2-4 環境の保全のための措置	294
9-2-5 評 価	294

第10章 緑地等	295
10-1 概 要	295
10-2 調 査	295
10-3 予 測	297
10-4 環境の保全のための措置	300
10-5 評 価	300
 第3部 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	
 第1章 総合評価	301
第2章 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	301
 第4部 事後調査に関する事項	331
 第5部 環境影響評価手続きに関する事項	
第1章 環境影響評価の手順	335
第2章 準備書作成までの経緯	337
第3章 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解	338
3-1 市民等の意見の概要に対する事業者の見解	338
3-2 市長の意見（方法意見書）に対する事業者の見解	362
 第6部 環境影響評価業務委託先	371
 【用語解説】	373

<略 称>

以下に示す条例名及び名称については、略称を用いた。

条 例 名 及 び 名 称	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」 (平成15年愛知県条例第7号)	「愛知県生活環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」 (平成15年名古屋市条例第15号)	「名古屋市環境保全条例」
名古屋市国際展示場	国際展示場
名古屋臨海高速鉄道	あおなみ線
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局

第1部 環境影響評価に係る事項

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び 対象事業の名称	1
第2章	対象事業の目的及び内容	2
第3章	事前配慮の内容	21
第4章	事業予定地及びその周辺地域の概況	25
第5章	対象事業に係る環境影響評価の項目	75

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称

1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 Merlin Entertainments Group Limited 注)

〔代表者〕 CEO Nick Varney

〔所在地〕 3 Market Close, Poole, Dorset, UK

1-2 対象事業の名称及び種類

〔名称〕 LEGOLAND JAPAN

〔種類〕 レクリエーション施設の建設

注) GCDS JAPAN 株式会社から Merlin Entertainments Group Limited に対象事業の実施の引き継ぎが行われた。

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 対象事業の目的

名古屋市では、2008年度から、同市港区の「金城ふ頭」の一部を「モノづくり文化交流拠点」と位置づけ、世界の技術・情報や人々が交流する賑やかな拠点の創出を目指している。この計画の一環として、2011年3月にはリニア・鉄道館が開業した。

本事業は、当該地区における賑わい創出の新たな施設として、「レゴランド」を建設するものである。「レゴランド」は、世界的に展開する子供向けテーマパークであり、当該地区において、ものづくりの都市に新たな創造性を加える各種魅力ある施設を整備し、「金城ふ頭」活性化への貢献を図るとともに、ものづくりに関する文化交流拠点となることを目的とする。

2-2 事業予定地の位置、事業規模等

(1) 事業予定地の位置

名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地の一部^{注)} (図1-2-1 参照)

本事業は、予定地を1期区域、2期区域の2つの区域に区分し、以下に示すような事業を段階的に実施する計画である。

- ・1期区域は、現在、主に駐車場として利用されている約9haの土地に、遊園地であるレゴランドを建設する。
- ・2期区域は、現在、国際展示場第1展示館が存在する約4haの土地において、現況施設を解体し、遊園地を拡張する。
- ・1期区域が供用を開始し、約3年の間隔を開けて、2期区域の工事に着手する。

(2) 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物の種類

遊園地

(3) 事業規模

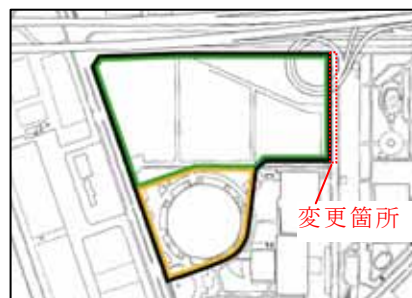
〔土地の面積〕 約13ha

注) 事業予定地の位置について、環境影響評価方法書の記載より以下のとおり変更した。

〔変更前 (方法書記載内容)〕



〔変更後〕



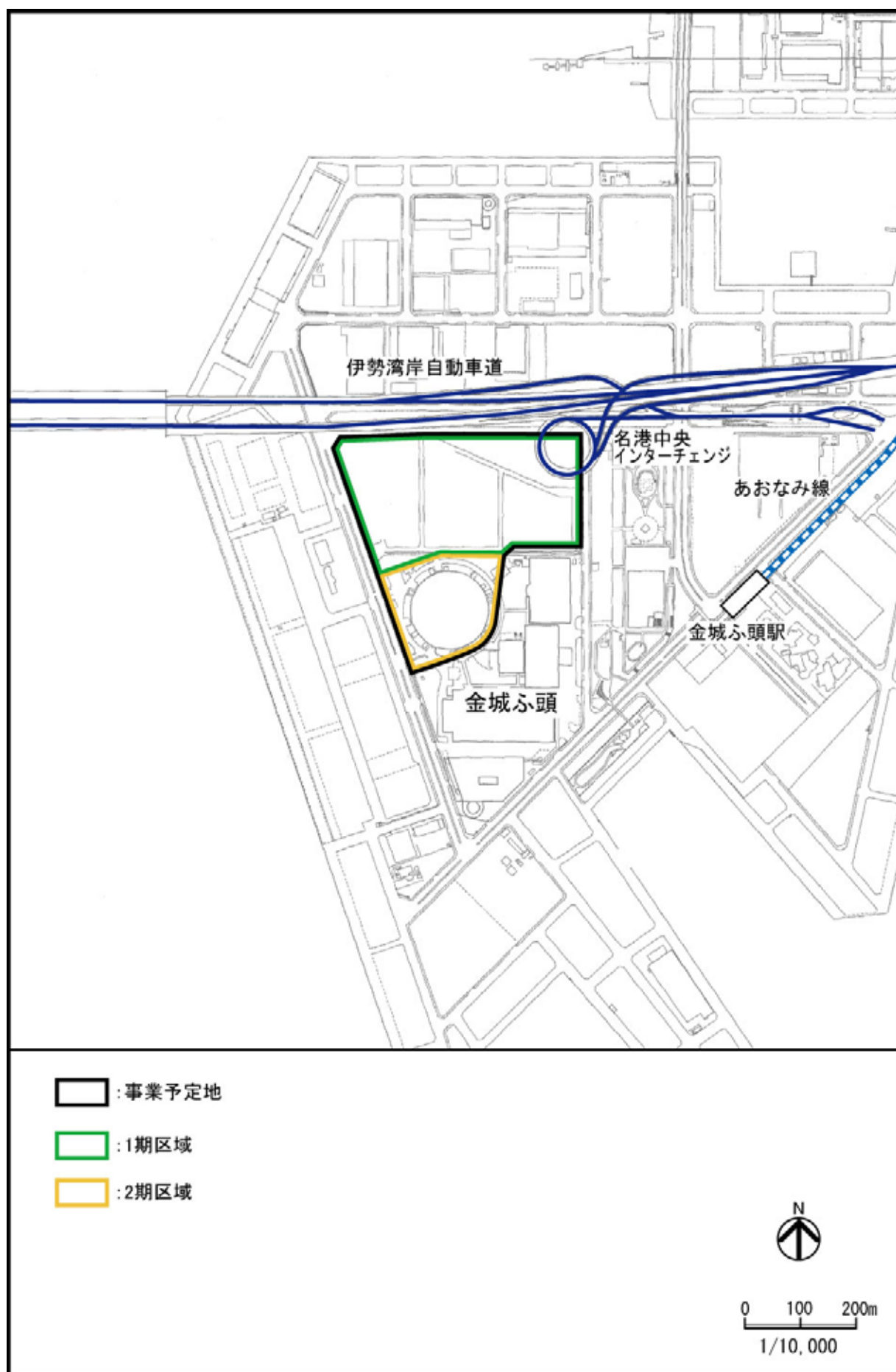


図 1-2-1 事業予定地の位置

2-3 事業計画の概要

(1) 基本方針

本事業を進めるにあたっては、以下の事項を基本方針としている。

- ・金城ふ頭の整備方針にふさわしい施設の整備
- ・「モノづくり文化交流拠点」にふさわしい、ものづくりへの発想力を醸成する施設の整備
- ・市民のニーズに対応する、魅力ある施設の整備
- ・土地、空間の高度有効利用
- ・緑化の整備、自然エネルギーの活用、省エネルギーに配慮した建物、設備計画等により、地域環境や地球環境に配慮した計画の策定

(2) 施設計画

施設計画の概要は、表 1-2-1 に示すとおりである。また、類似施設として、LEGOLAND 海外事例の写真は、資料 1 - 1（資料編 p. 1）に示すとおりである。

表 1-2-1 施設計画の概要

項 目	内 容	
地 域 ・ 地 区	工業地域、準防火地域、絶対高 31m 高度地区、緑化地域、臨港地区	
施 設 概 要	アトラクション施設、飲食施設、物販施設	
土 地 の 面 積	約 13ha	
駐 車 台 数	0 台（なし） なお、本施設を利用する来客用車両は、近隣に整備される集約駐車場を利用する計画であり、ピーク時の駐車台数は約 3,000 台と想定している。また、本施設の管理に係る車両も、同様に集約駐車場を利用する計画である。	
日 最 大 利 用 者 数	平 日	約 13,000 人
	休 日	約 23,000 人
日 平 均 利 用 者 数	平 日	約 3,000 人
	休 日	約 8,000 人
営業時間及び定休日	原則 10 時から 18 時まで。定休日は原則なし。	
主要なアクセス手段	あおなみ線「金城ふ頭駅」より徒歩約 10 分 伊勢湾岸自動車道「名港中央インターチェンジ」及び一般道路	
施設のイメージ図	図 1-2-2 のとおり	
計 画 配 置 図	図 1-2-3 のとおり	
供用開始予定時期	1 期区域：2016 年（平成 28 年）	
	2 期区域：2021 年（平成 33 年）	



図 1-2-2 施設のイメージ図

* 事業計画の進捗により、本事業に係る環境影響評価方法書から変更した箇所は、以下のとおりである。

項 目	環境影響評価方法書	環境影響評価準備書
施設概要	アトラクション施設、飲食施設、物販施設、ホテル	アトラクション施設、飲食施設、物販施設
駐車台数	約 20 台（管理用）	0 台（なし）



＜施設の種類・規模＞

区分	施設名	床面積		
		1期区域	2期区域	全区域
アトラクション	Rides & Attractions	25,000 m ²	13,000 m ²	38,000 m ²
遊具	Play Space	2,200 m ²	700 m ²	2,900 m ²
レゴ展示館	LEGO EXPRESSIONS	4,000 m ²	900 m ²	4,900 m ²
シアター	SHOWS	1,900 m ²	900 m ²	2,800 m ²
飲食	F&B	5,600 m ²	2,000 m ²	7,600 m ²
商業	RETAIL	2,800 m ²	800 m ²	3,600 m ²
ゲーム	GAMES	400 m ²	300 m ²	700 m ²
便所	RESTROOM	1,700 m ²	700 m ²	2,400 m ²
管理・サービス部門	BACK OF HOUSE, GUEST SERVICE	8,300 m ²	400 m ²	8,700 m ²
小計		51,900 m ²	19,700 m ²	-
合計		-	-	71,600 m ²

但し、工作物は除く。

注) 建物高さは30m以下である。但し、アトラクション施設のタワー高さは約75mである。なお、方法書作成時のタワー高さは約50mであったが、事業計画の進捗により、約75mに変更した。



0 35 70m
1/3,500

図 1-2-3 計画配置図

(3) 緑化計画

緑化計画は、図 1-2-4 に示すとおりである。

事業予定地内の空地に、中高木、低木及び地被類を植栽する計画である。

植栽予定の主な樹種等は、表 1-2-2 に示すとおりである。

表 1-2-2 植栽予定の主な樹種等

区 分	形態及び樹種等		
緑 地	中高木	落葉樹	イチョウ、アキニレ、サルスベリ 等
		常緑樹	アラカシ、ゲッケイジュ、サザンカ 等
		針葉樹	クロマツ 等
	低 木	落葉樹	アジサイ、ハコネウツギ、フヨウ 等
		常緑樹	キシマツツジ、ナワシログミ、ヤツデ 等
	地被類		オオバジャノヒゲ、コトネアスター、ハラン 等



図 1-2-4 緑化計画図

(4) 施設利用車両台数及び動線計画

① 施設利用車両台数

新施設の供用時における施設利用車両台数は、類似事例等を用いて算出した。(施設利用車両台数の算出の詳細は、資料 1－2 (資料編 p.3) 参照)

施設利用車両台数は表 1-2-3 に、施設利用者数は表 1-2-4 に示すとおりである。

なお、本事業は、1 期区域、2 期区域と段階的に供用する計画であるが、安全側の予測を行うため、施設利用車両台数及び施設利用者数は、1 期区域のみが供用した時点で、全区域が供用した場合と同数となるものとした。このため、2 期区域が完成し、全区域が供用した後も、車両台数及び施設利用者数は変わらないものとした。

表 1-2-3 施設利用車両台数 (自動車)

単位：台/日

車 両	区 分	通 年	平 日	休 日
施設利用車両	日最大	3,810	2,519	3,810
	日平均	1,279	769	1,689
荷捌き車両		20	20	20
合 計	日最大	3,830	2,539	3,830
	日平均	1,299	789	1,709

表 1-2-4 施設利用者数 (歩行者)

単位：人/日

交通手段	区 分	通 年	平 日	休 日
自動車	日最大	12,572	7,556	12,572
	日平均	3,452	2,076	5,066
鉄 道	日最大	10,287	5,038	10,287
	日平均	1,480	890	3,378
合 計	日最大	22,859	12,594	22,859
	日平均	4,932	2,965	8,444

注) 交通手段のうち自動車とは、表 1-2-3 に示す施設利用車両の利用者である。

② 動線計画

新施設を利用する人及び車両の主要動線は、図 1-2-5 に示すとおりである。

ア 人の動線計画

新施設の主な歩行者の出入口は、事業予定地東側に 1 箇所設ける計画である。

イ 車両の動線計画

施設利用車両は、近隣に整備される集約駐車場（収容台数約 5,000 台）のうち、約 3,000 台を利用する計画である。集約駐車場の出入口は、集約駐車場北側に出入口 1 箇所、西側に入口 1 箇所、東側に出口 1 箇所設けられる計画である。また、荷捌き車両は、事業予定地東側に設けた荷捌き車両専用出入口を利用する計画である。

新施設関連車両の走行ルートは、図 1-2-6 に示すとおりである。

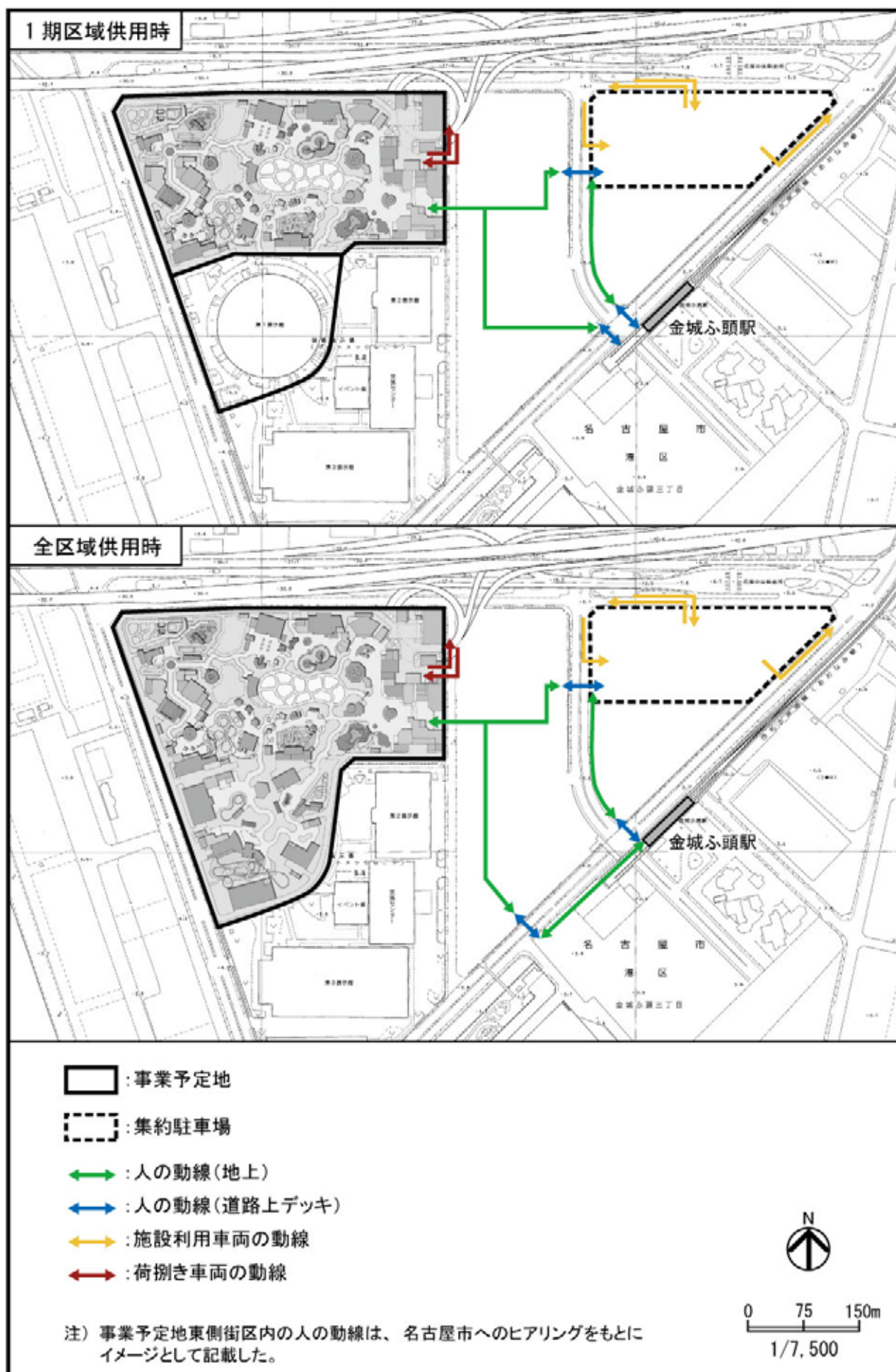


図 1-2-5 人及び車両の主要動線

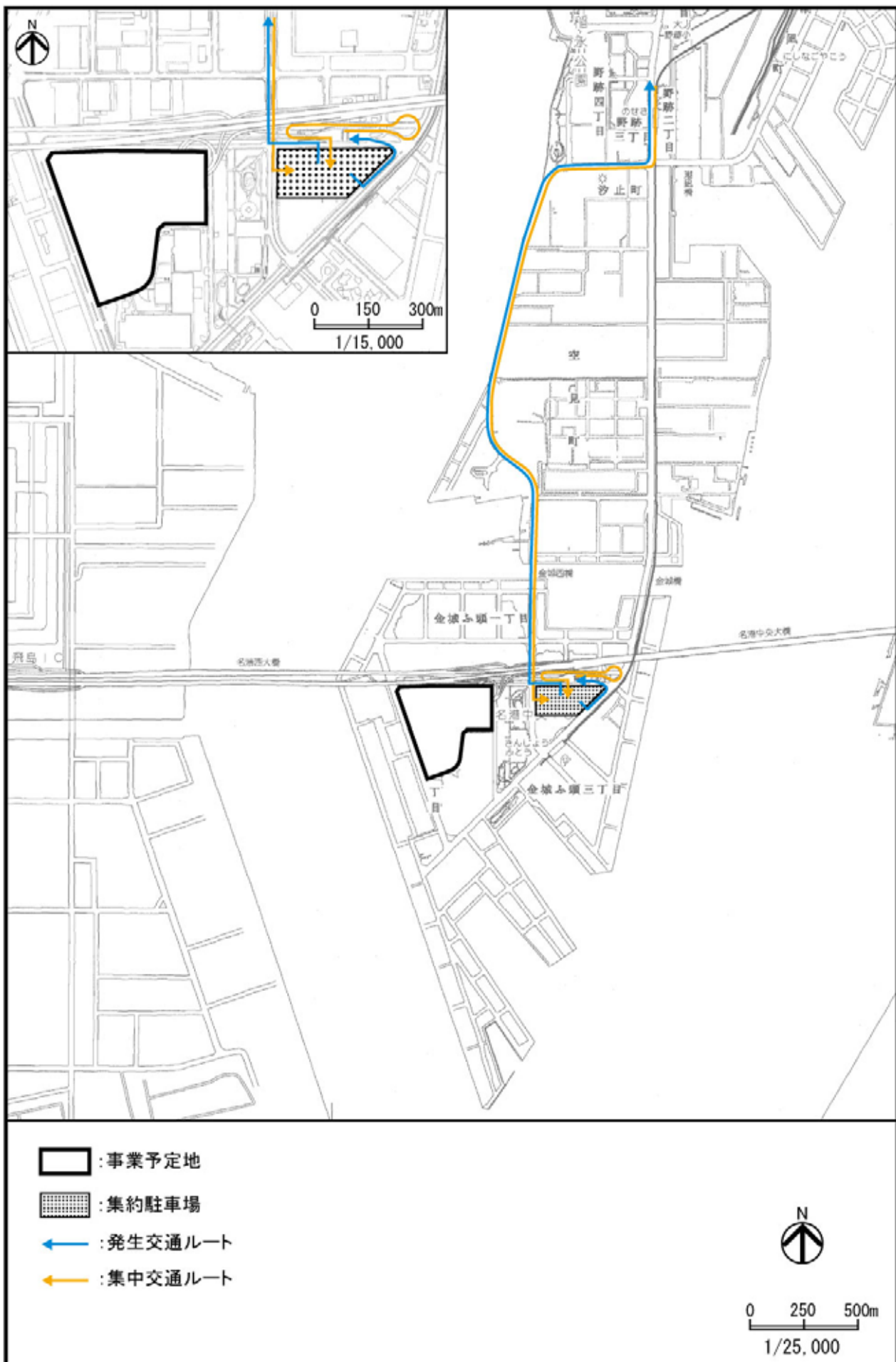


図 1-2-6(1) 新施設関連車両の走行ルート（施設利用車両）

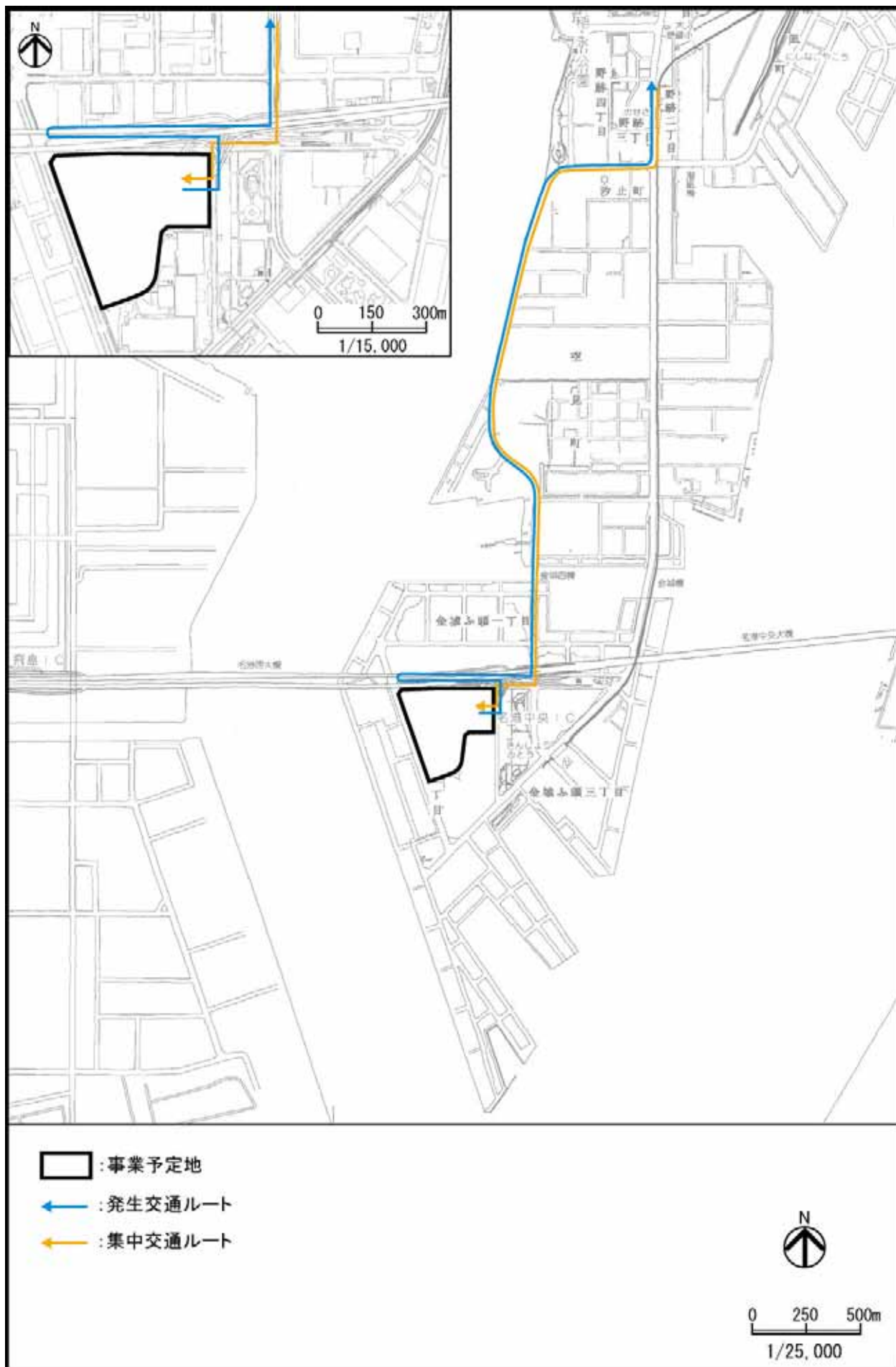


図 1-2-6(2) 新施設関連車両の走行ルート（荷捌き車両）

(5) 電気、ガス設備計画

電力供給は、中部電力株式会社より供給を受け、各用途へ電力を供給する計画である。
また、建物ごとに電気を主体とした個別の冷暖房設備を設置する計画である。

ガス供給は、東邦ガス株式会社の既設ガス管から新設するガス管で事業予定地内に引き込み、引込バルブを経て、新設するガス管で新施設内に供給する計画である。

(6) 給排水計画

給水は、名古屋市の上水道から供給を受け、既設の給水管から新設する給水管を経て上水を引込み、一旦受水槽に貯水した後、各用途へ供給する計画である。

事業活動に伴い発生する汚水は、1期区域内、2期区域内それぞれに高度処理システムを採用した浄化槽を設置し、適切に汚水処理をした後、既設の雨水排水管へ放流する計画である。放流先の位置を図1-2-7に示す。

なお、将来的に名古屋市が公共下水道を整備した場合には、汚水を公共下水道に放流する計画である。



図 1-2-7 放流先位置図

2-4 工事計画の概要

(1) 工事予定期間

1 期区域：平成 26 年夏～平成 28 年夏

2 期区域：平成 31 年～平成 33 年

(2) 工程計画

工事工程表は、表 1-2-5 に示すとおりである。

(3) 排水計画

工事中に発生する濁水は、事業予定地内に沈砂槽を設置し、濁りの除去を行った後、事業予定地周辺道路の地下に埋設されている既設の雨水排水管から金城ふ頭の海域へ放流する計画である。

表 1-2-5 工事工程表

【1期区域】（平成26年～平成28年）

延べ月数 工 種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
解体工事														
土木工事														
建築工事														
据付工事														
外構工事														

延べ月数 工 種	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
解体工事											
土木工事											
建築工事											
据付工事											
外構工事											

【2期区域】（平成31年～平成33年）

延べ月数 工 種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
解体工事														
土木工事														
建築工事														
据付工事														
外構工事														

延べ月数 工 種	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
解体工事													
土木工事													
建築工事													
据付工事													
外構工事													

(4) 建設機械及び工事関係車両

① 建設機械

主な建設機械の月別稼働台数は、図 1-2-8 に示すとおりであり、稼働台数が最大となる時期は、1 期区域では工事着工後 8～9 ヶ月目、2 期区域では工事着工後 13 ヶ月目である。また、建設機械の稼働による大気質への影響及び各工事内容における騒音並びに振動の影響が最大となる時期は、表 1-2-6 に示すとおりである。(資料 1－3 (資料編 p.14) 参照)

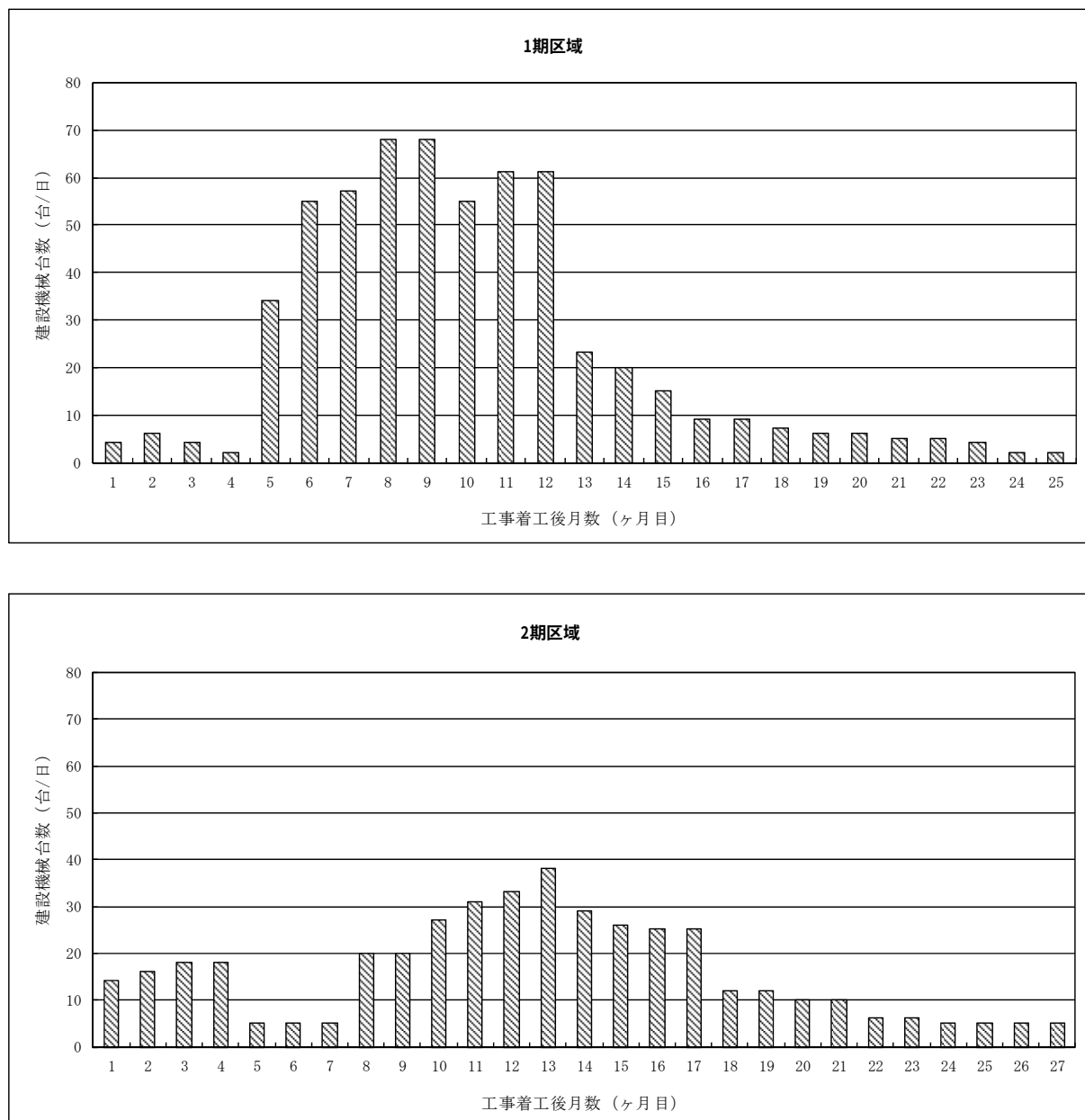


図 1-2-8 建設機械の稼働台数

表 1-2-6 建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期

【1 期区域】

環境要素		工事内容	最大となる時期
大 気 質	二酸化窒素	土木・建築工事	工事着工後 5～16 ヶ月目
	浮遊粒子状物質	〃	〃 〃
騒 音		解体工事	〃 2 ヶ月目
		土木・建築工事	〃 8 ヶ月目
振 動		解体工事	〃 2 ヶ月目
		土木・建築工事	〃 11 ヶ月目

【2 期区域】

環境要素		工事内容	最大となる時期
大 気 質	二酸化窒素	解体・土木・建築工事	工事着工後 3～14 ヶ月目
	浮遊粒子状物質	土木・建築工事	〃 8～19 ヶ月目
騒 音		解体工事	〃 2 ヶ月目
		土木・建築工事	〃 13 ヶ月目
振 動		解体工事	〃 3 ヶ月目
		土木・建築工事	〃 13 ヶ月目

注)「最大となる時期」について、大気質は 12 ヶ月間の排出量が最大となる期間を、騒音及び振動は各工種の施工期間中における合成騒音レベル、合成振動レベルがそれぞれ最大となる月を示した。

② 工事関係車両

工事関係車両の月別走行台数は、図 1-2-9 に示すとおりであり、走行台数が最大となる時期は、1 期区域では工事着工後 14 ヶ月目、2 期区域では工事着工後 16 ヶ月目である。また、工事関係車両の走行による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期は、1 期区域では工事着工後 12 ヶ月目、2 期区域では工事着工後 14 ヶ月目である。(資料 1－4 (資料編 p.19) 参照)

工事関係車両の走行ルートは、図 1-2-10 に示すとおりである。事業予定地内への工事関係車両の出入りは、1 期区域では事業予定地北側及び西側から、2 期区域では西側から行う計画である。

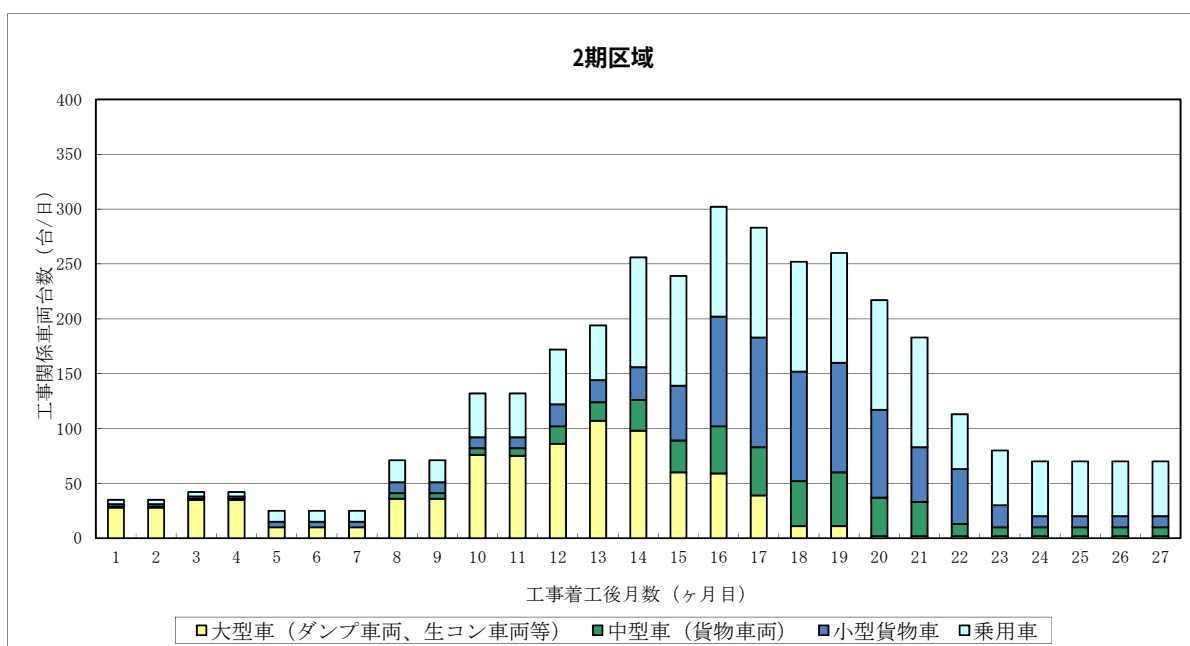
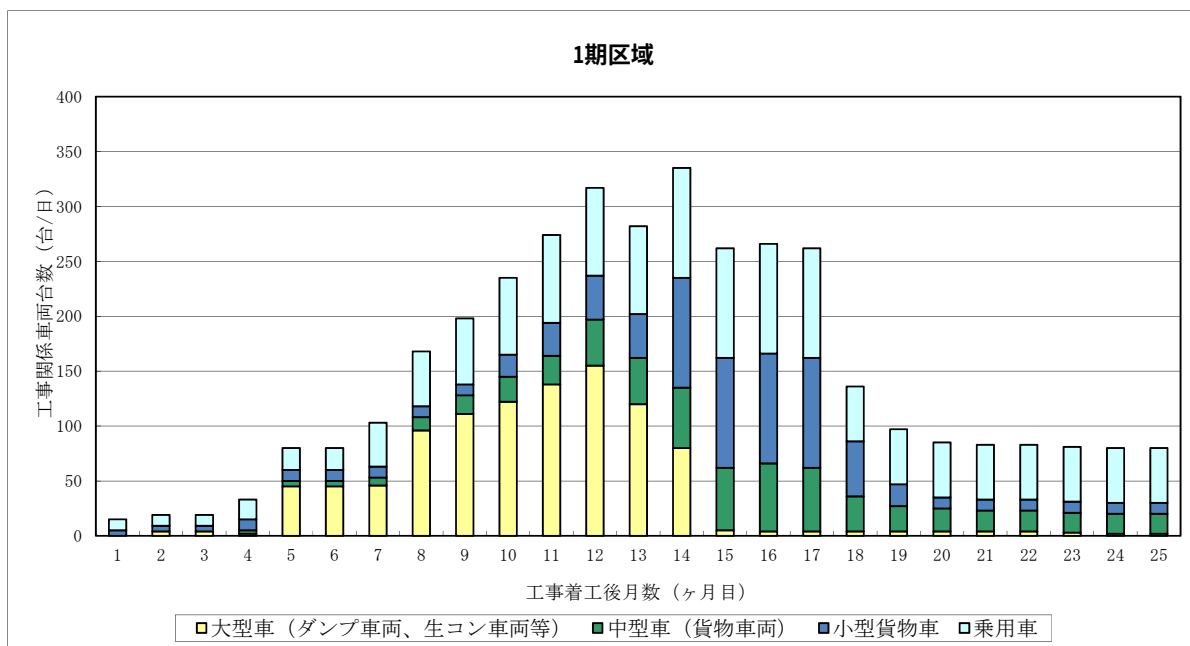


図 1-2-9 工事関係車両の走行台数

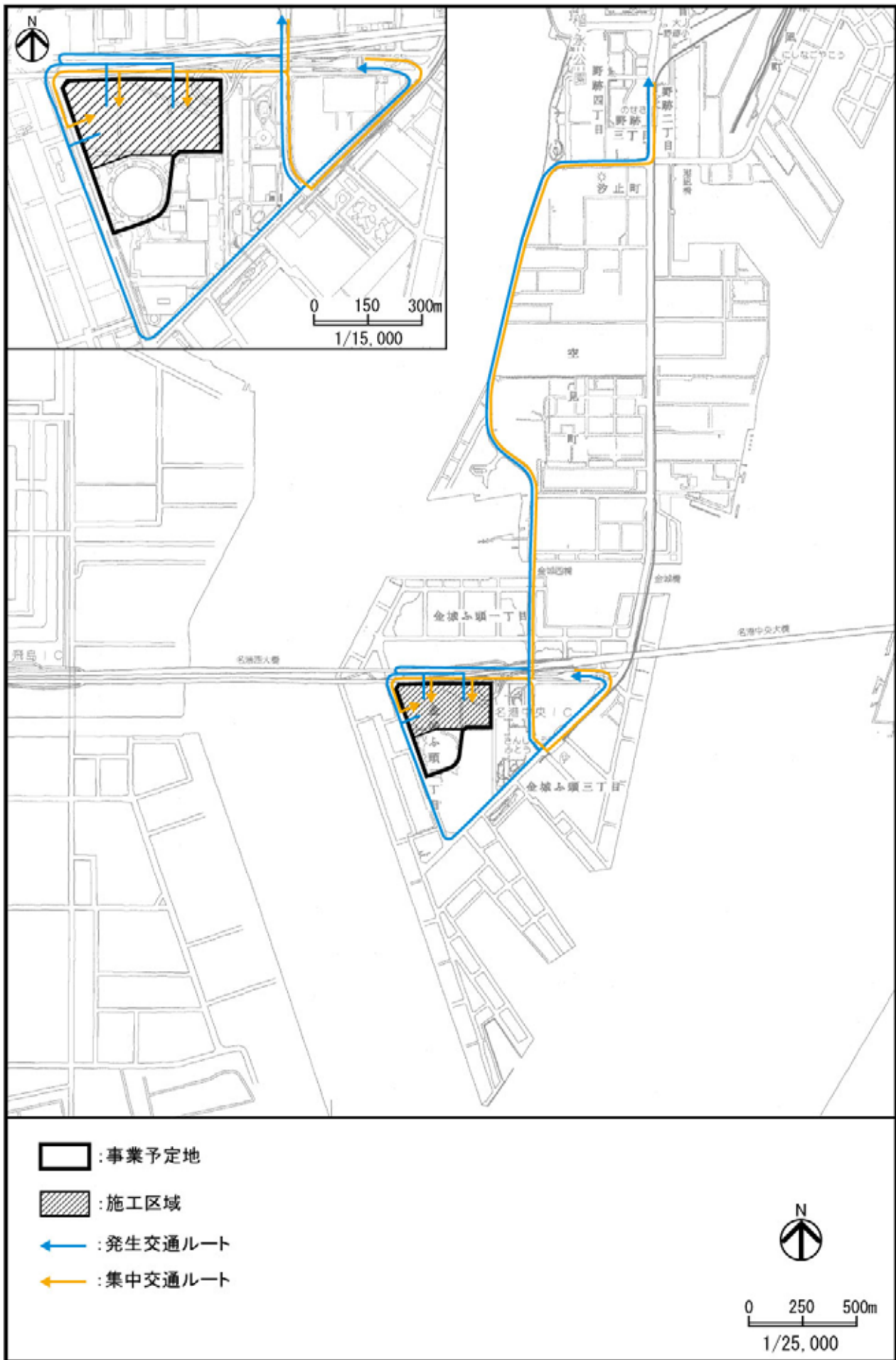


図 1-2-10(1) 工事関係車両の走行ルート (1 期区域)

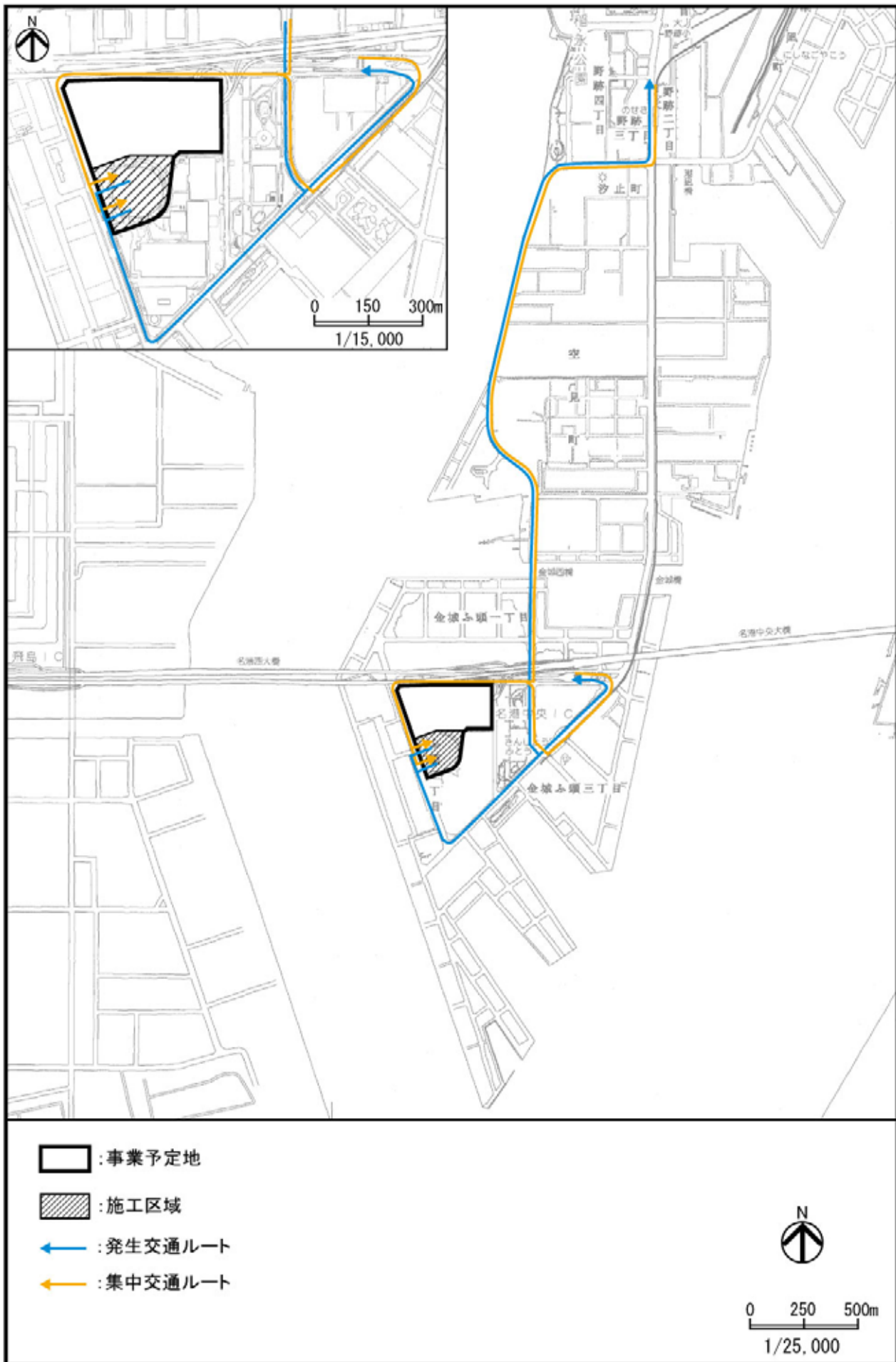


図 1-2-10(2) 工事関係車両の走行ルート (2 期区域)

第3章 事前配慮の内容

事業計画を策定するにあたり、環境保全の見地から事前に配慮した事項の内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境の保全	地盤・地形・土壌・地下水	地形等の改変による影響の防止	・大規模な土地改変による影響を回避するため、事業予定地の大半を、従前、平面駐車場であった場所とする。 ・地下水及び地盤への影響を低減するため、主な新施設は地上建物とする。
	植物・動物・生態系	動植物の生息・生育環境の保全 貴重な生物等の保護	・動植物の生息・生育環境への影響を低減するため、事業予定地を人間活動の影響を強く受け、貴重な生物等の生息・生育が想定されないふ頭を選定する。
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・生活環境への大気質・騒音・振動等の影響を低減するため、事業予定地を、住居がないふ頭を選定する。
	安全性	災害の防止	・津波・高潮等による災害の影響を低減させるため、事業予定地を、埋立地の中でも比較的標高の高い場所とする。
快適環境の保全と創造	人と自然との触れ合い	人と自然との触れ合いの活動の場の保全	・人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避するため、事業予定地を、そのような場のないふ頭を選定する。
環境負荷の低減	自動車交通	適切なアクセスの確保	・事業予定地はあおなみ線「金城ふ頭駅」に近く、公共交通機関の利便性に優れているとともに、伊勢湾岸道路「名港中央インターチェンジ」の直近であることから、歩行者及び自動車による適切なアクセスが確保できる配置とする。

3-2 建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
自然環境の保全	地形・地質・地盤・地下水	地形等の改変による影響の防止	・地形の改変量を最小限とするため、事業予定地の大半を、従前、平面駐車場であった場所とする。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・敷地境界線上に仮囲いを設置する。 ・建設機械の使用に際しては、低騒音型や排出ガス対策型機械を積極的に採用する。 ・特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルート分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行、アイドリングストップの遵守を指導、徹底する。
	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	・工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルート分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導、徹底する。 ・事業予定地の工事関係車両出入口に誘導員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める。 ・事業予定地周辺における各小・中学校の指定通学路に配慮する。
環境負荷の低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	・工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルート分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導、徹底する。
	廃棄物	建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・新施設の建築に伴い発生する廃棄物について「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、建設廃材の分別回収、再資源化、減量化に努める。 ・現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨について、再生資源としてリサイクルに努める。 ・搬入物の梱包材について、削減に努める。 ・建築物は全て中低層とし、掘削深度を浅くすることにより、掘削土の発生量を抑制する。 ・建設残土について、埋立、盛土、土地造成工事への活用に努める。

事前配慮事項			内容
環境負荷の低減	廃棄物	建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止	・建設残土の運搬時には、必要に応じてシート掛け等の措置をとる。 ・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「建設廃棄物処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成23年）に従って適正に処理するとともに、マニフェスト（集荷目録）による管理を徹底する。 ・現況施設の一部に石綿が使用されているため、解体工事に先立ち、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007」（環境省，平成19年）に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省，平成19年）に従い、適切に行う。 ・現況施設内で管理されているPCBは、解体工事前に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）（平成13年法律第65号）に基づき、適切に処理・保管を行う。
	地球環境	地球環境問題に対する取り組みの推進	・工事中の型枠材等の使用に際しては、熱帯雨林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊型枠、樹脂製型枠等の使用に努める。 ・新施設の建設材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努める。 ・現況施設の解体工事に伴い、フロン類を用いた設備機器が確認された場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成13年法律64号）に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	日照障害・電波障害等	日照障害、風害及び電波障害の防止	建築物は中低層とすることにより、風害、日照障害及び電波障害の発生を低減する。なお、本事業に起因する電波障害が生じた場合には、適切な措置を講ずる。
	安全性	自然災害からの安全性の確保	- 緑地の確保及び保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。 - 十分な耐震性能をもつ構造計画・施工を行う。 - 津波・高潮等の自然災害からの安全性を確保するため、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）の第 1 種区域（1 階の床の高さを N.P.^{注）}（+）4 m 以上）を考慮した計画とする。 - 地盤沈下に配慮した施工計画とする。
快適環境の保全と創造	景観・緑地等	施設の緑化	- 施設周囲及び敷地内に緑地を配置し、快適な空間を創出する。 - 施設の色彩は明るい色を基調とし、にぎわいのある空間を創出する。
環境負荷の低減	自動車交通	公共交通機関の利用促進	- 事業予定地はあおなみ線「金城ふ頭駅」に近く、公共交通機関との適切なアクセスが確保できる配置とする。 - 来場者にできる限り公共交通機関を利用してもらうよう広報活動を行う。
	水資源	水資源の保全及び活用	保水性舗装の採用等を検討することにより雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養、地表面からの蒸散の促進を図る。
	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）を遵守する。 - 資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収を徹底することにより、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に配慮する。
		廃棄物の適正処理	廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守し、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。
	地球環境	自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	太陽光発電設備、風力発電設備等の導入に努める。
		温室効果ガスの排出抑制	「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、緑化に努める。 - 省エネルギーに配慮した建物・設備計画とする。

注）「N.P.」とは名古屋港基準面のことであり、その高さは東京湾平均水面（T.P.）より 1.412m 低い。

第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、写真 1-4-1 及び図 1-4-1 に示すとおり、名古屋市港区に位置し、現在、国際展示場第 1 展示館、駐車場及びモータープールがある。

事業予定地がある金城ふ頭は、各種大型船が接岸する商港機能のほか、船舶情報が集約される情報拠点としても活用されている。また、国際展示場やリニア・鉄道館など、市民等が利用する施設もある。

名古屋市は、この金城ふ頭内に“モノづくり文化”を発信・継承するため、「産業技術」をテーマとして人々が交流する拠点を創出する「モノづくり文化交流拠点構想」を計画している。

事業予定地は、この構想における“モノづくり文化交流拠点全体エリア内”に位置している。



写真 1-4-1 事業予定地及びその周辺の状況（撮影日：平成 23 年 10 月）（中日新聞社提供）

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び供用時の騒音、水質、安全性の影響範囲に着目し、街区を考慮して、表 1-4-1 及び図 1-4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 1-4-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
港 区	野跡学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては野跡学区について、区のみデータしか得られないものについては港区について行った。

資料の収集は、平成 25 年 3 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

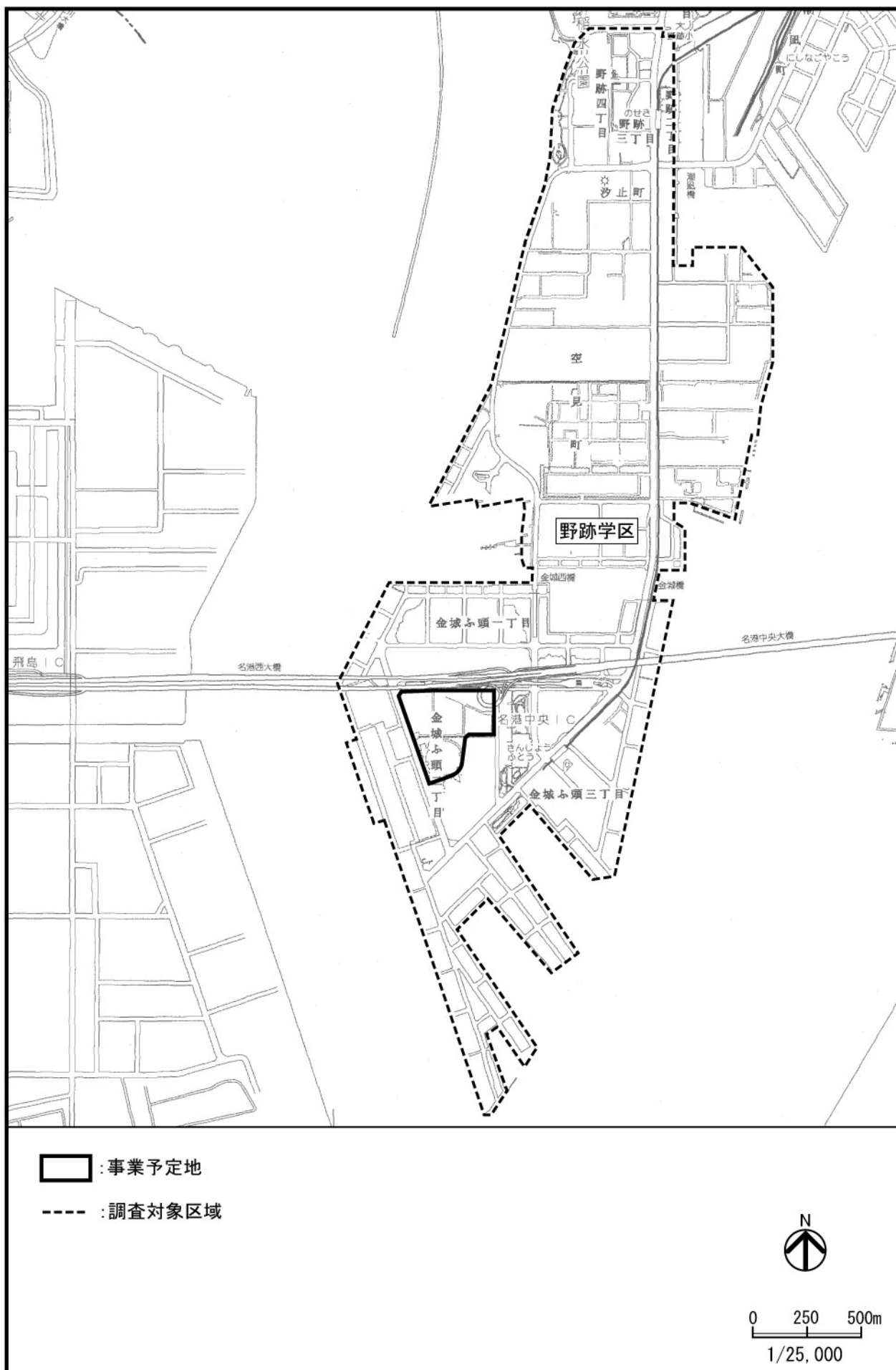


図 1-4-2 調査対象区域図

4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成 22 年 10 月 1 日現在における人口及び世帯数は表 1-4-2 に、調査対象区域を含む学区（本事業において、調査対象区域には野跡学区のみであるため、以下、「野跡学区」という。）の平成 17 年 10 月 1 日現在における昼夜間人口は表 1-4-3 に、年齢別人口構成比は図 1-4-3 に示すとおりである。

平成 22 年の人口については、名古屋市は、増加傾向を示しているが、調査対象区域はわずかに減少している。なお、事業予定地を含む金城ふ頭における平成 22 年の人口は「0」である。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ調査対象区域は、多くなっている。

平成 17 年における野跡学区の昼夜間人口比率は約 147%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。年齢別人口については、名古屋市と比べ、0～14 歳及び 65 歳以上の人口比率が高くなっている。

出典)「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計結果」(名古屋市ホームページ)
「平成 17 年 学区別昼間(従業地)人口(推計値)」(名古屋市ホームページ)
「平成 22 年国勢調査 名古屋の学区別人口」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-2 人口及び世帯数（平成 22 年）

区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成17年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,263,894	1,021,227	2.22	2,215,062	2.2
調査対象区域	2,397	1,016	2.36	2,402	△ 0.2

注)1:人口及び世帯数は平成22年10月1日現在

2:増加率(%)= $((A-B)/B) \times 100$

3:△は減少を示す。

4:平成17年の調査対象区域の人口は周辺街区との合算値である街区を含む。^{注)}

表 1-4-3 昼夜間人口（平成 17 年）

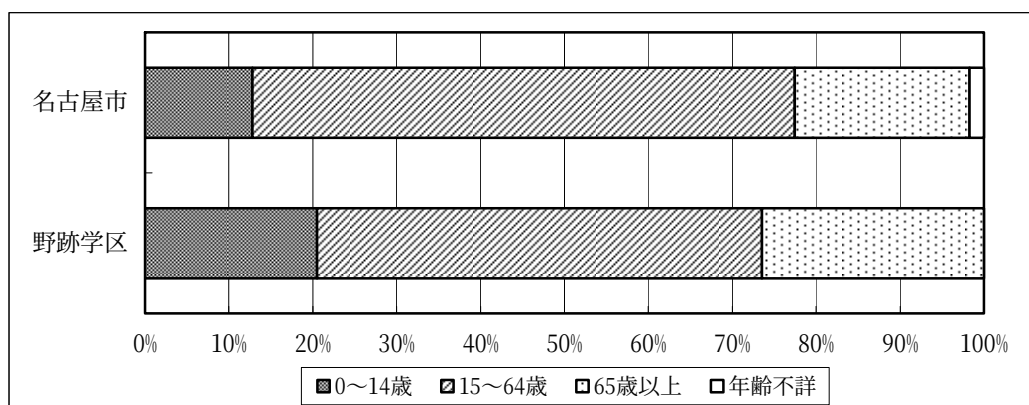
区 分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市	2,516,196	2,193,973	114.7
野跡学区	5,445	3,695	147.4

注)1:平成17年10月1日現在

2:昼夜間人口比率= $(\text{昼間人口}/\text{夜間人口}) \times 100$

3:昼夜間人口については、街区别に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

注) 平成 17 年国勢調査では、世帯数「3」以下及び人口「9」以下の町（大字）及び丁目（小字）は、原則として隣接する町（大字）及び丁目（小字）に数字を合算して表記している。



注)1:平成22年10月1日現在

2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 1-4-3 年齢別人口構成比（平成 22 年）

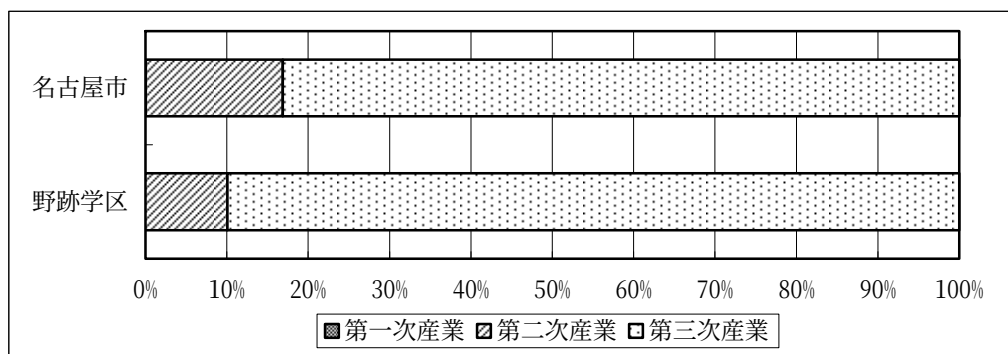
② 産 業

名古屋市及び野跡学区の平成 18 年 10 月 1 日現在における産業別事業所数並びに従業者数は、図 1-4-4 に示すとおりである。

名古屋市及び野跡学区における事業所数は、第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と野跡学区との比較では、第三次産業の事業所数の割合は、野跡学区の方が名古屋市よりも高くなっている。

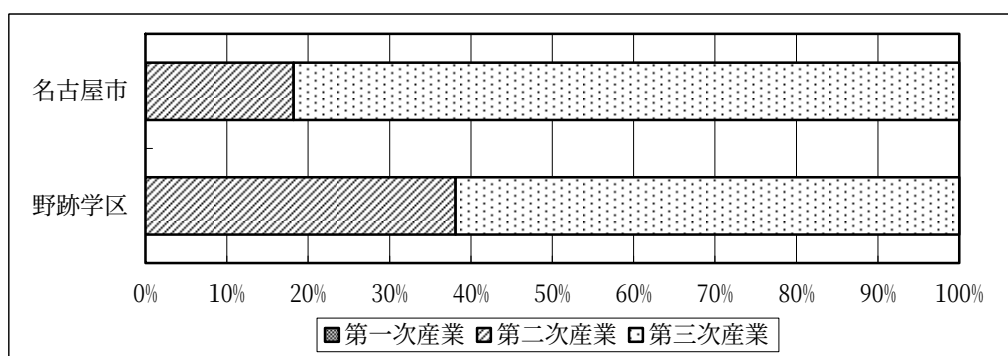
また、従業者数も、名古屋市及び野跡学区ともに第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と野跡学区との比較では、第三次産業の従業者数の割合は、名古屋市の方が野跡学区よりも高くなっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 18 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市, 平成 20 年)



注)平成18年10月1日現在

図 1-4-4(1) 産業別事業所数



注)平成18年10月1日現在

図 1-4-4(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む港区の平成24年1月1日現在における土地利用の状況は、表1-4-4に示すとおりである。

名古屋市及び港区における土地利用区分は、宅地の割合が高く、名古屋市では約80%、港区では約71%を占めている。なお、調査対象区域は、あおなみ線野跡駅周辺を除き、住宅地の割合は高くない。

出典)「平成24年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成25年)

表1-4-4 土地利用の状況

単位:ha

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道 用 地	雑種地
名古屋市	1,845,387	68,896	73,522	1,466,896	79.5%	726	31,421	3,311	27,797	172,818
港 区	240,444	39,245	9,851	169,880	70.7%	—	—	—	1,997	19,471

注)1:平成24年1月1日現在
2:宅地率=宅地面積/総数×100

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域のうち、陸域部(以下、「調査対象区域(陸域部)」という。)は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は、図1-4-5に示すとおりである。調査対象区域(陸域部)は、大部分が工業地域に指定されているが、北側には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域の指定がある。また、事業予定地は、全域が工業地域に指定されている。

臨港地区の指定状況は、図1-4-6に示すとおりである。調査対象区域(陸域部)は、北側の一部を除き臨港地区に指定されている。また、事業予定地は、全域が臨港地区で、このほとんどは修景厚生港区に、北東部の一部は商港区に指定されている。

高度地区の指定状況は、図1-4-7に示すとおりである。調査対象区域(陸域部)は、大部分が絶対高31m高度地区に指定されているが、北側には、31m高度地区、45m高度地区及び絶対高45m高度地区の指定がある。また、事業予定地は、全域が絶対高31m高度地区に指定されている。

建物用途の状況は、図1-4-8に示すとおりである。調査対象区域(陸域部)は、工業施設用地及び供給・処理・運輸施設用地が多く、北側には住居施設用地がある。事業予定地周辺は、宗教・文化・医療・養護施設用地、商業施設用地及び公園・緑地等が多くなっている。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)
「名古屋港臨港地区内分区図」(名古屋港ホームページ)
「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市, 平成20年)

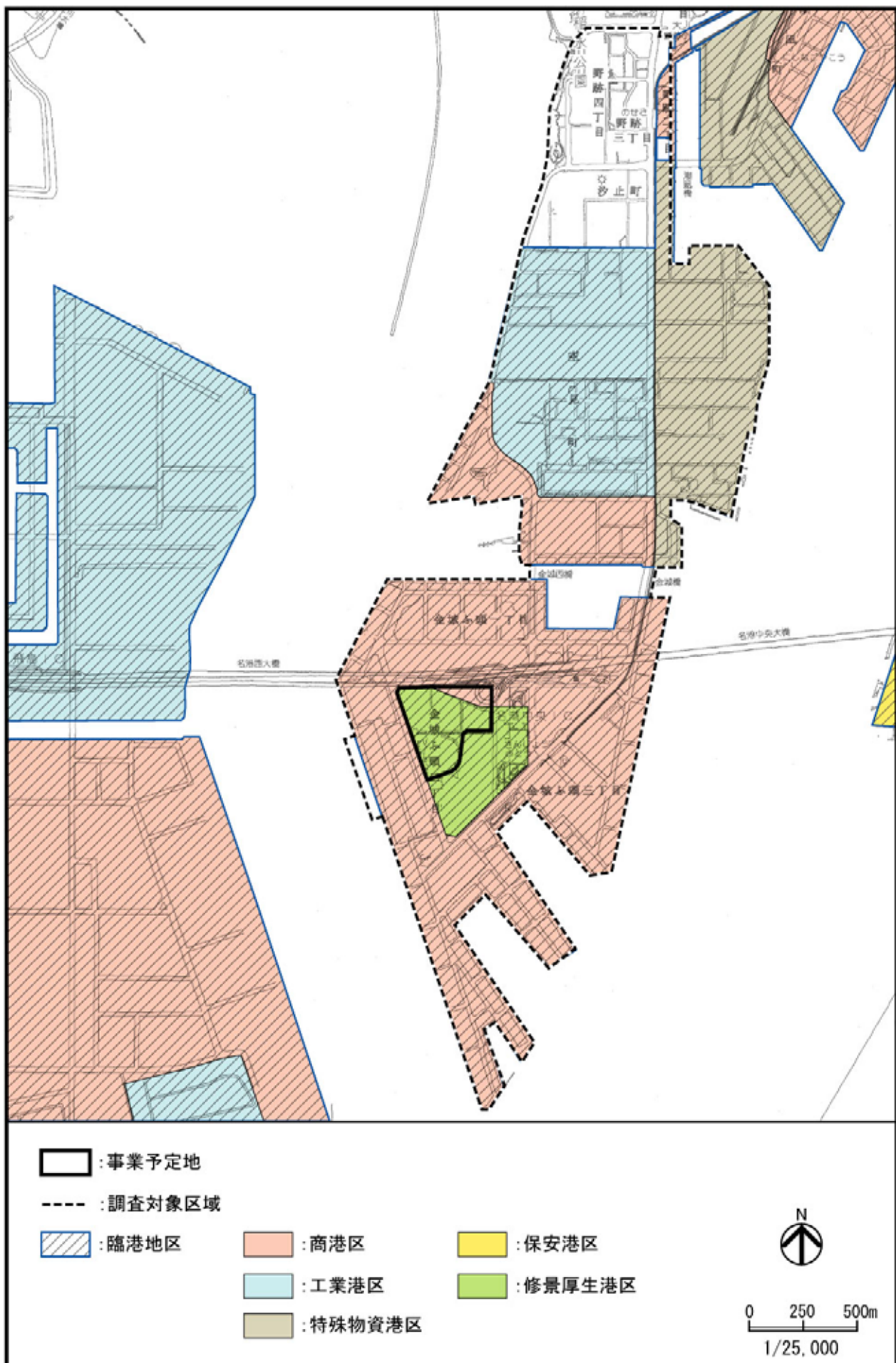


図 1-4-6 臨港地区

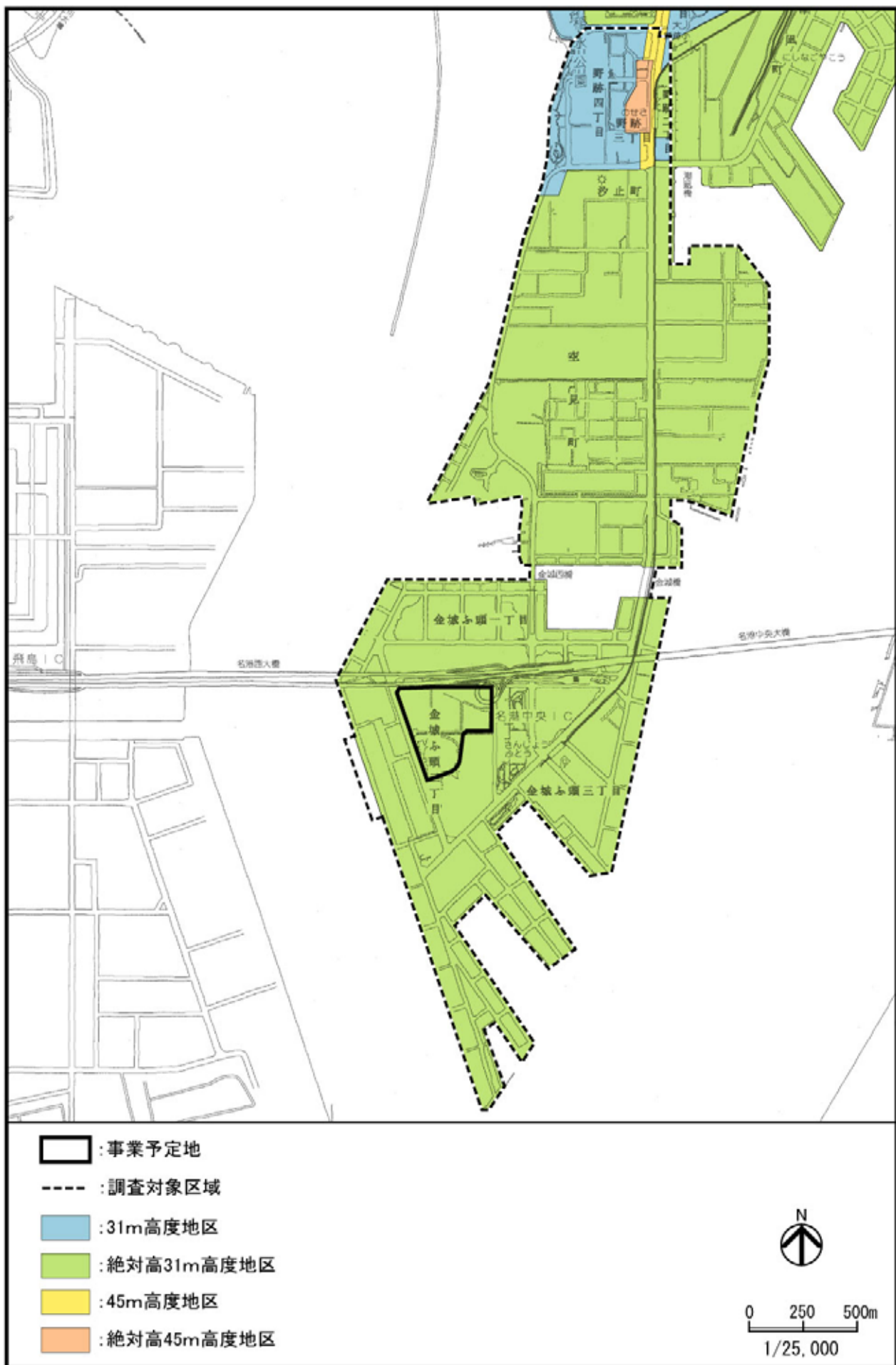


図 1-4-7 高度地区



図 1-4-8 建物用途の状況

③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地を含む金城ふ頭における開発の動向として、名古屋市より提供を受けた資料を基に作成した土地利用計画案は図 1-4-9 に、詳細な開発計画は資料 2－1（資料編 p.24 参照）に示すとおりである。

なお、事業予定地の東側に、名古屋市が収容台数約 5,000 台の集約駐車場を整備する計画であり、本施設の利用者もこの駐車場を利用する計画である。



出典)「都市消防委員会説明資料」(名古屋市住宅都市局, 平成 25 年 3 月)
「モノづくり文化交流拠点構想」(名古屋市, 平成 22 年)より作成

図 1-4-9 事業予定地周辺の土地利用計画案

(3) 水域利用

事業予定地周辺における水域利用の状況は、図 1-4-10 に示すとおりである。

事業予定地周辺の海域は、名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。
また、北航路、中航路、西航路及び東航路の 4 航路が設定されている。

なお、事業予定地周辺の海域には、漁業権は設定されていない。

出典)「名古屋港管理組合事務概要」(名古屋港ホームページ)
「名古屋港港域計画図」(名古屋港湾事務所ホームページ)
「伊勢湾流域の環境(漁業・漁場)」(伊勢湾環境データベース)

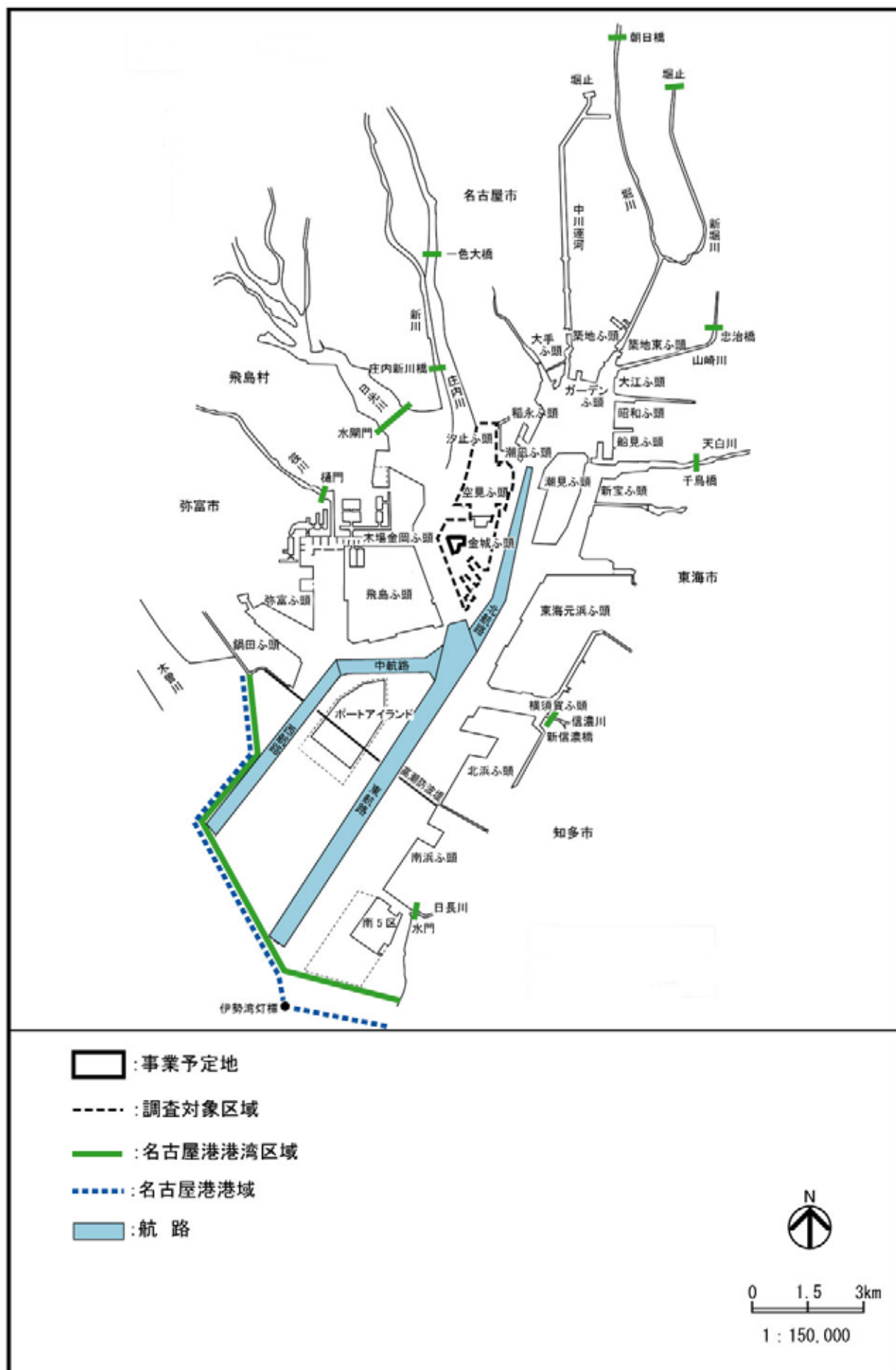


図 1-4-10 水域利用規制状況

(4) 交 通

① 交通網の状況

鉄道については図 1-4-11 に示すとおりであり、調査対象区域には、あおなみ線が通っている。事業予定地は、金城ふ頭駅の西側に位置している。

バス路線については図 1-4-12 に示すとおりであり、調査対象区域には、市バスが通っている。

主要な道路網については図 1-4-13 に示すとおりであり、調査対象区域には、一般国道 302 号（伊勢湾岸道路）及び金城埠頭線が通っている。

出典）「中京圏鉄道網図」（愛知県，平成 24 年）
「名古屋市地図ナビ」（名古屋市交通局ホームページ）
「名鉄バス路線図」（名鉄株式会社ホームページ）
「JR 東海バス路線図」（JR 東海バスホームページ）
「三重交通バス路線図」（三重交通ホームページ）
「名古屋市交通量図（平成 22 年度）」（名古屋市，平成 24 年）

② 道路交通の状況

事業予定地周辺における自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は、表 1-4-5 及び図 1-4-14 に示すとおりである。

一般国道 302 号の自動車交通量は、№①地点の平日が約 51,000 台/12 時間及び約 79,000 台/24 時間、休日が約 50,000 台/12 時間及び約 79,000 台/24 時間、№②地点は、平日が約 54,000 台/12 時間及び約 82,000 台/24 時間、休日が約 50,000 台/12 時間及び 79,000 台/24 時間である。また、金城埠頭線の自動車交通量は、№③地点の平日が約 20,000 台/12 時間、休日が約 9,000 台/12 時間、歩行者交通量は、№③地点の平日が 29 人/12 時間、休日が 34 人/12 時間、自転車交通量は、№③地点の平日が 36 台/12 時間、休日が 84 台/12 時間である。

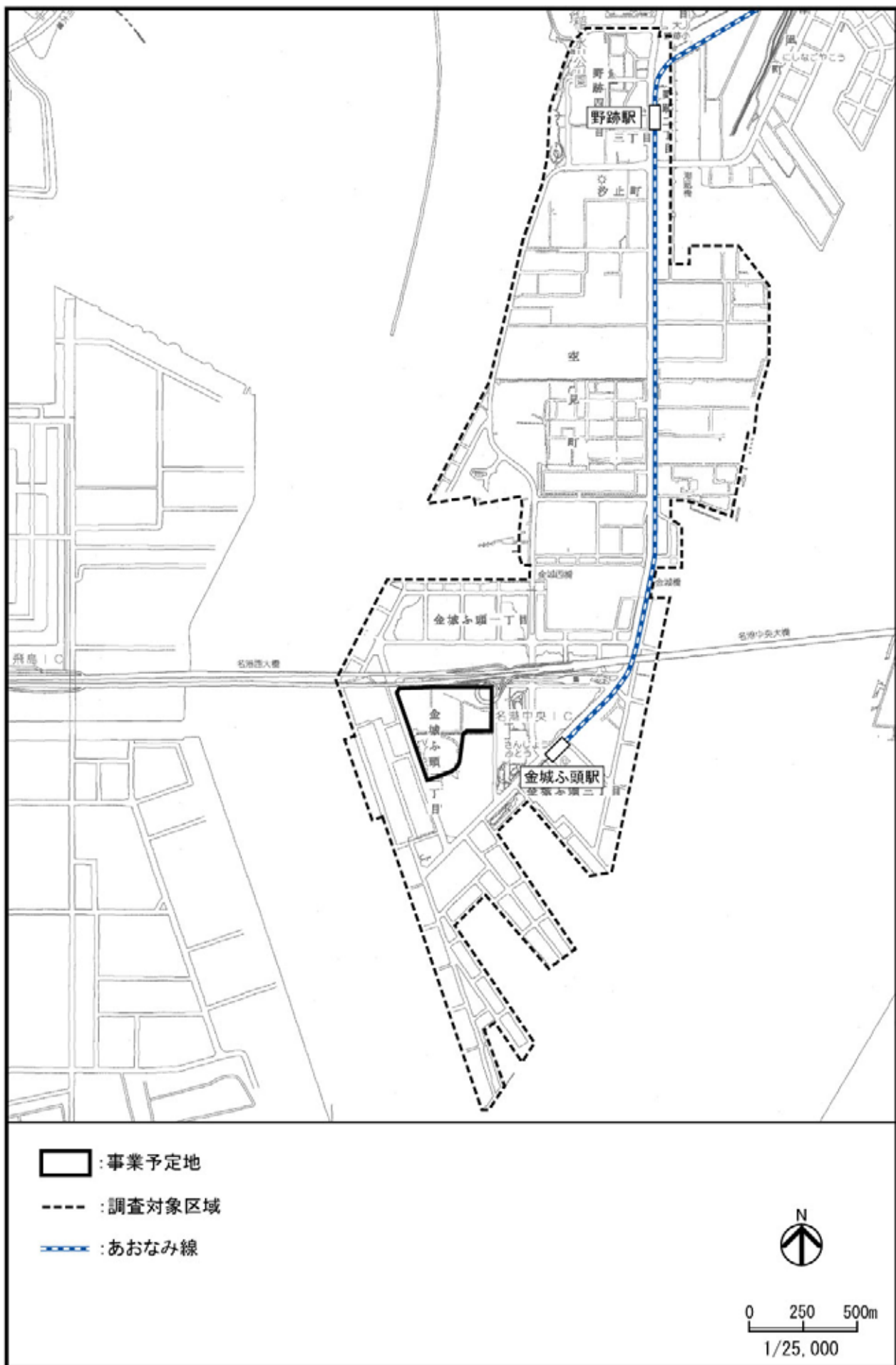
出典）「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成 24 年）

表 1-4-5 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	№	路線名	観測地点	自動車(台)		歩行者(人)	自転車(台)
				12時間	24時間	12時間	12時間
一般国道	①	一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	名港潮見～名港中央	51,136 (49,681)	78,838 (78,831)	— (—)	— (—)
	②		名港中央～飛島1	54,296 (49,677)	82,259 (78,931)	— (—)	— (—)
主要市道	③	金城埠頭線	港区空見町(11号地)	20,097 (8,563)	— (—)	29 (34)	36 (84)

注)1: 交通量の上段は平日、下段()内は休日を示す。

2: 12時間交通量の観測時間は、午前7時～午後7時。



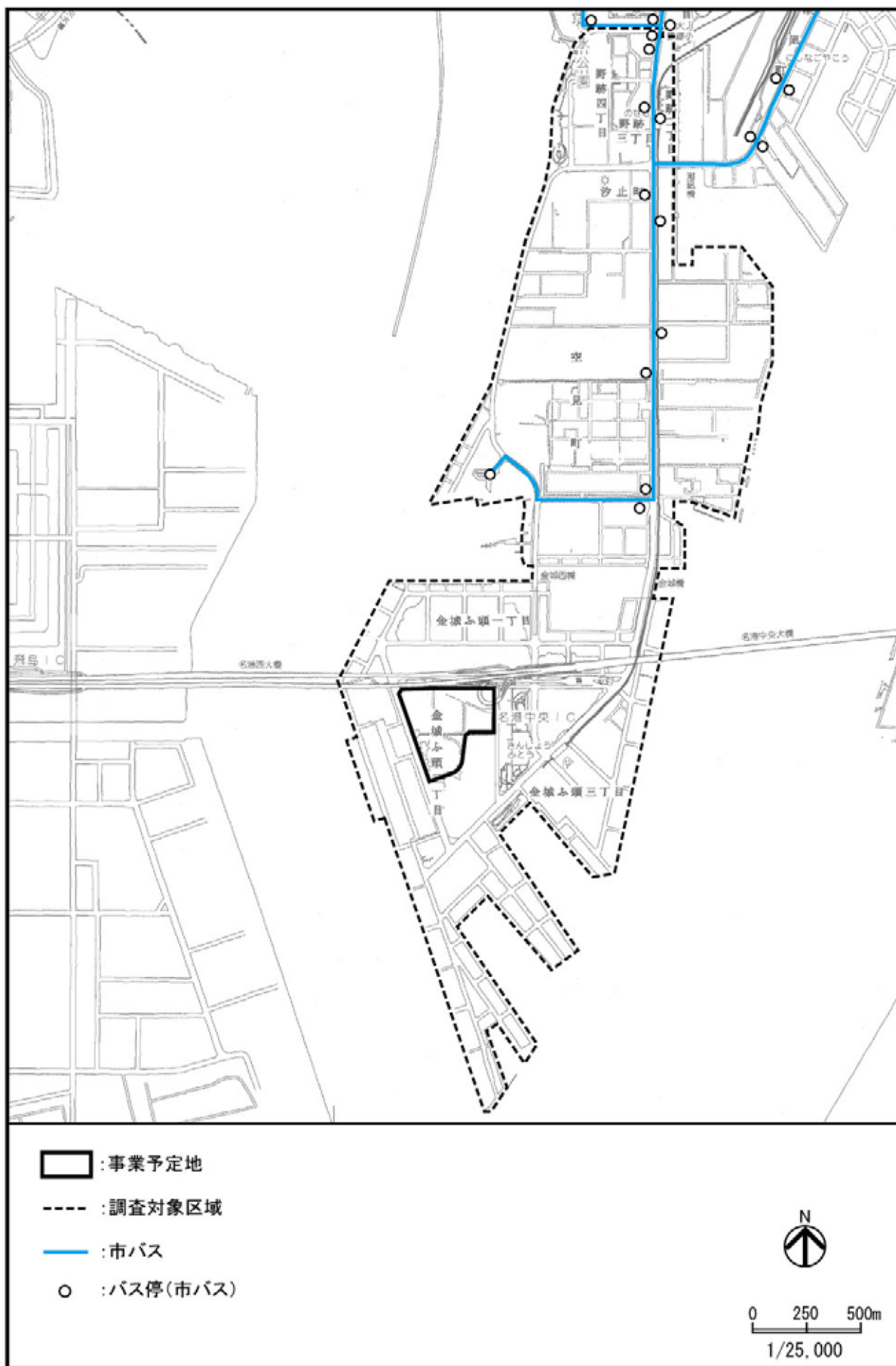


図 1-4-12 バス路線図

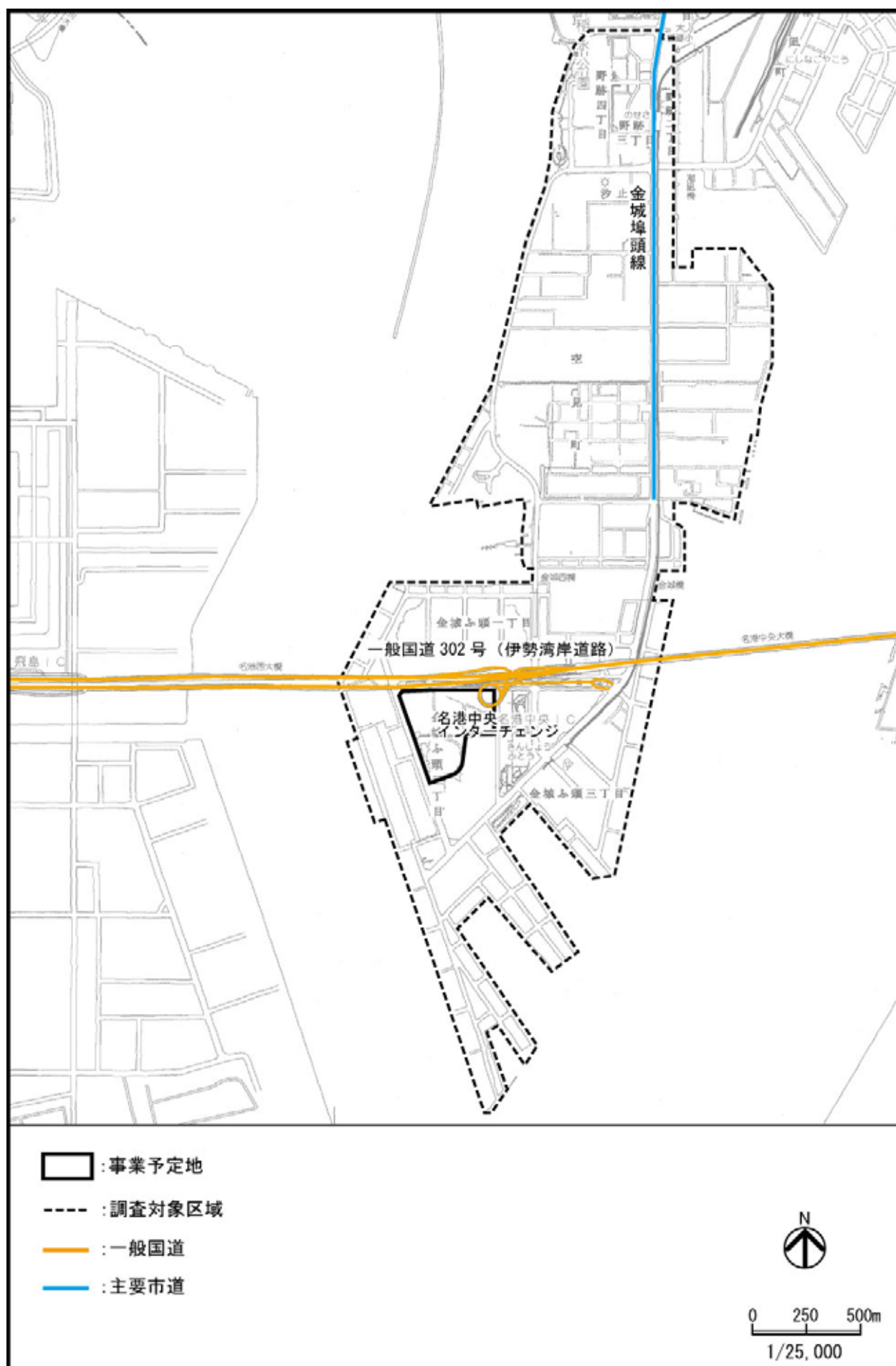


図 1-4-13 主要道路網図

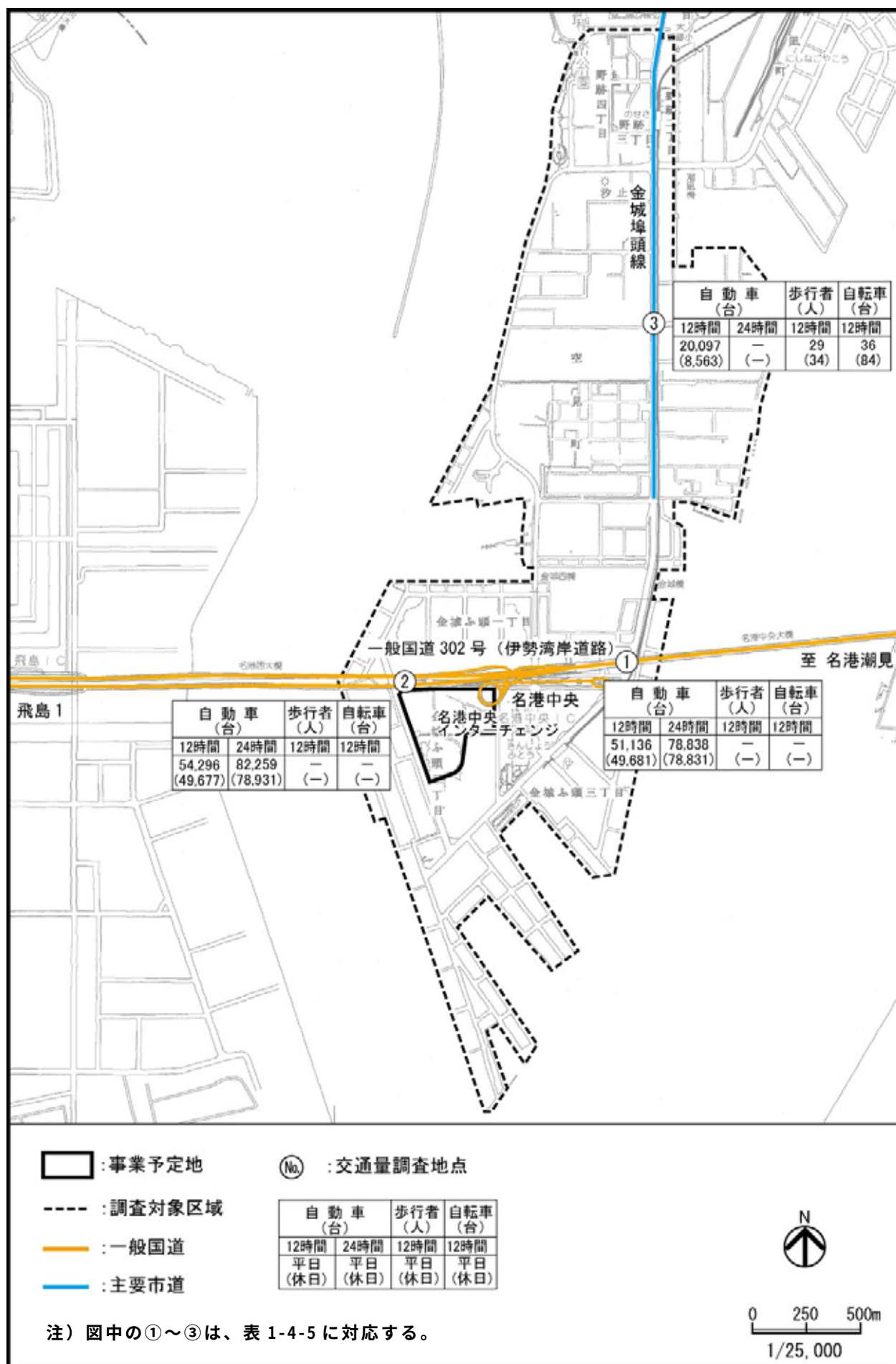


図 1-4-14 自動車、歩行者及び自転車断面交通量

また、事業予定地及びその周辺では、平成 22 年度に名古屋市が主要交差点において交通量調査を行っている（以下、「名古屋市自動車交通量調査」という。）。本事業を計画する上で、交通検討のための基礎資料とすることを目的として、名古屋市より提供を受けた。

事業予定地周辺の主な区間における 9 時～21 時の 12 時間自動車断面交通量は、表 1-4-6 及び図 1-4-15 に示すとおりであり、平日では、区間 D の交通量が最も多く約 13,000 台、休日では、区間 U の交通量が最も多く約 13,000 台である。また、大型車混入率は、平日が約 32～67%、休日が約 7～61%である。

表 1-4-6 名古屋市自動車交通量調査結果

単位:台/12時間

区間 記号	車種 区分	平 日 (平成22年11月30日(火))			休 日 (平成22年11月27日(土))			交通量比 (休日/平日)	
		車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別	合計
A	大型車類	1,591	3,563	44.7%	600	2,418	24.8%	0.38	0.68
	小型車類	1,972			1,818			0.92	
B	大型車類	3,885	9,673	40.2%	1,982	11,064	17.9%	0.51	1.14
	小型車類	5,788			9,082			1.57	
C	大型車類	4,839	10,533	45.9%	2,163	6,247	34.6%	0.45	0.59
	小型車類	5,694			4,084			0.72	
D	大型車類	5,422	13,099	41.4%	2,723	12,535	21.7%	0.50	0.96
	小型車類	7,677			9,812			1.28	
E	大型車類	1,159	2,580	44.9%	466	1,969	23.7%	0.40	0.76
	小型車類	1,421			1,503			1.06	
F	大型車類	4,549	11,528	39.5%	3,057	12,475	24.5%	0.67	1.08
	小型車類	6,979			9,418			1.35	
G	大型車類	1,615	2,791	57.9%	493	1,722	28.6%	0.31	0.62
	小型車類	1,176			1,229			1.05	
H	大型車類	489	814	60.1%	181	1,113	16.3%	0.37	1.37
	小型車類	325			932			2.87	
I	大型車類	481	1,099	43.8%	266	1,360	19.6%	0.55	1.24
	小型車類	618			1,094			1.77	
J	大型車類	436	837	52.1%	210	720	29.2%	0.48	0.86
	小型車類	401			510			1.27	
K	大型車類	124	214	57.9%	108	467	23.1%	0.87	2.18
	小型車類	90			359			3.99	
L	大型車類	468	917	51.0%	249	938	26.5%	0.53	1.02
	小型車類	449			689			1.53	
M	大型車類	55	104	52.9%	221	1,047	21.1%	4.02	10.07
	小型車類	49			826			16.86	
N	大型車類	288	721	39.9%	354	1,615	21.9%	1.23	2.24
	小型車類	433			1,261			2.91	
O	大型車類	54	131	41.2%	36	324	11.1%	0.67	2.47
	小型車類	77			288			3.74	
P	大型車類	465	1,091	42.6%	264	1,446	18.3%	0.57	1.33
	小型車類	626			1,182			1.89	
Q	大型車類	100	307	32.6%	134	1,937	6.9%	1.34	6.31
	小型車類	207			1,803			8.71	
R	大型車類	415	1,117	37.2%	233	1,739	13.4%	0.56	1.56
	小型車類	702			1,506			2.15	
S	大型車類	71	221	32.1%	204	1,760	11.6%	2.87	7.96
	小型車類	150			1,556			10.37	
T	大型車類	55	104	52.9%	221	2,633	8.4%	4.02	25.32
	小型車類	49			2,412			49.22	
U	大型車類	4,671	11,978	39.0%	3,154	12,845	24.6%	0.68	1.07
	小型車類	7,307			9,691			1.33	
V	大型車類	1,402	3,281	42.7%	1,150	6,167	18.6%	0.82	1.88
	小型車類	1,879			5,017			2.67	
W	大型車類	2,321	5,068	45.8%	1,292	5,957	21.7%	0.56	1.18
	小型車類	2,747			4,665			1.70	
X	大型車類	1,102	2,602	42.4%	1,106	4,954	22.3%	1.00	1.90
	小型車類	1,500			3,848			2.57	
Y	大型車類	1,013	2,354	43.0%	906	3,011	30.1%	0.89	1.28
	小型車類	1,341			2,105			1.57	
Z	大型車類	923	1,369	67.4%	659	1,084	60.8%	0.71	0.79
	小型車類	446			425			0.95	

- 注)1:調査年月日は、以下に示すとおりである。なお、平日調査時には3隻の一般貨物船と1隻のRORO船が、休日調査時には1隻の一般貨物船と5隻の自動車専用船が金城ふ頭に入港しており、通常の物流の動きがあったと考える。
また、休日調査時には、国際展示場でイベントが開催されていた。
調査日 平日:平成22年11月30日(火)、休日:平成22年11月27日(土)
2:区間記号は、図1-4-15の区間位置を示す。
3:交通量は、隣接する両側の交差点位置にて測定した断面交通量の平均を示す。ただし、区間B、C、F～H、J、L、M、O、Q、S～U及びW～Yについては、一つの交差点位置にて測定した断面交通量を示す。

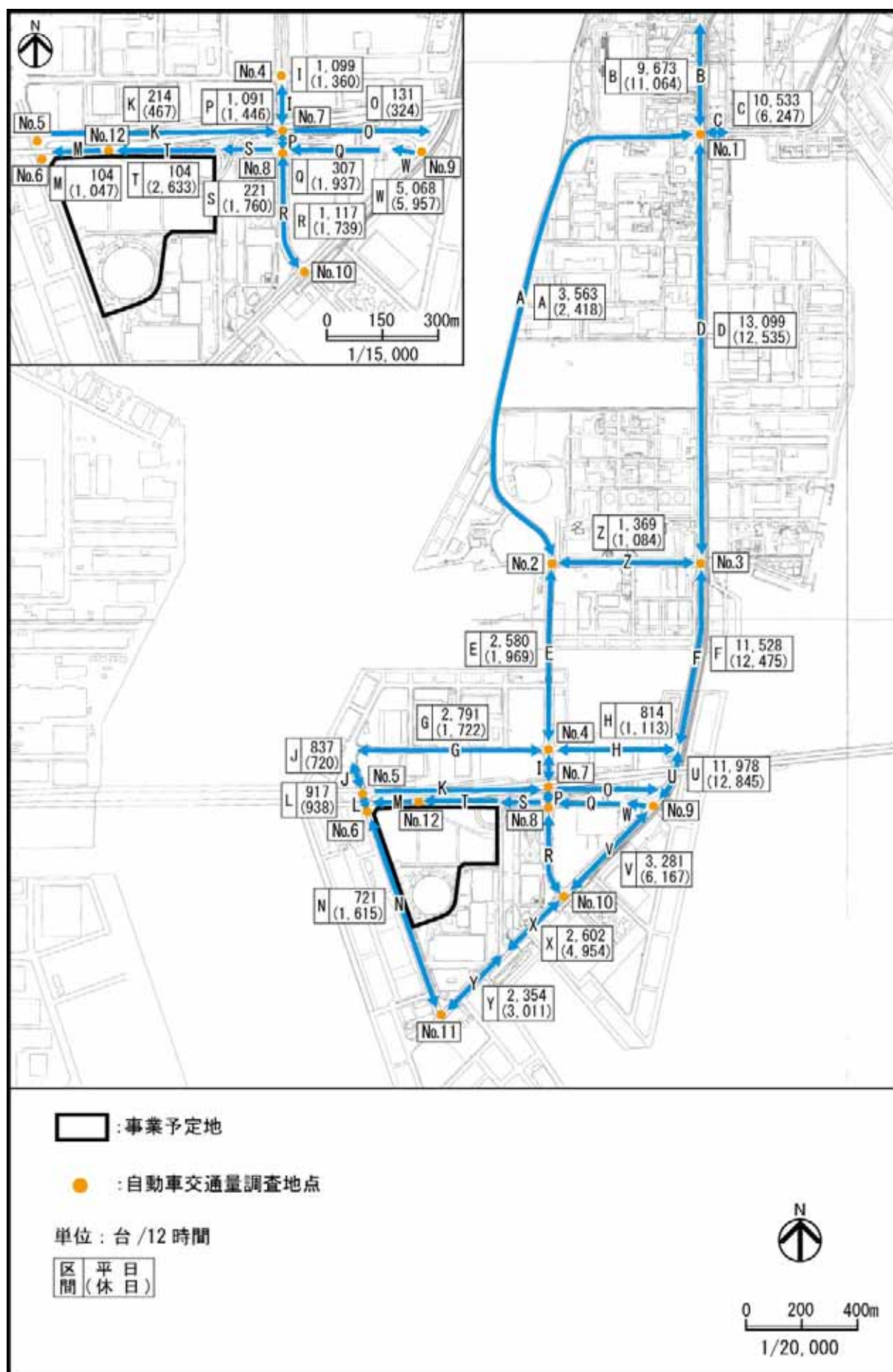


図 1-4-15 事業予定地周辺の自動車断面交通量

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域にあるあおなみ線の野跡駅及び金城ふ頭駅における平成 23 年度の駅別乗車人員は、表 1-4-7 に示すとおりであり、野跡駅が約 310,000 人、金城ふ頭駅が約 780,000 人である。

出典)「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 25 年)

表 1-4-7 駅別乗車人員(平成 23 年度)

単位:人/年	
あおなみ線	
野跡駅	金城ふ頭駅
305,662	775,931

(5) 地域社会等

① 学校、病院、コミュニティ施設等

調査対象区域には、図 1-4-16 に示すとおり、保育所が 1 箇所ある。

また、調査対象区域の北側には、都市計画公園である稲永公園がある。

出典)「病院名簿(平成 24 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
「なごやの健康福祉 2011」(名古屋市ホームページ)
「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
「港区施設案内」(名古屋市港区ホームページ)
「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 6 号)及び「名古屋市文化財保護条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)により規定された文化財はない。

出典)「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ホームページ)

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0% (平成 24 年 3 月 31 日現在)、公共下水道の人口普及率^{注)}は 99.0% (平成 24 年 3 月 31 日現在)となっている。

なお、事業予定地を含む金城ふ頭は、公共下水道が整備されておらず、現況の各施設は、浄化槽により汚水を処理し、既設の雨水排水管に接続している状況である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 24 年)
参考)名古屋市への聞き取り調査

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

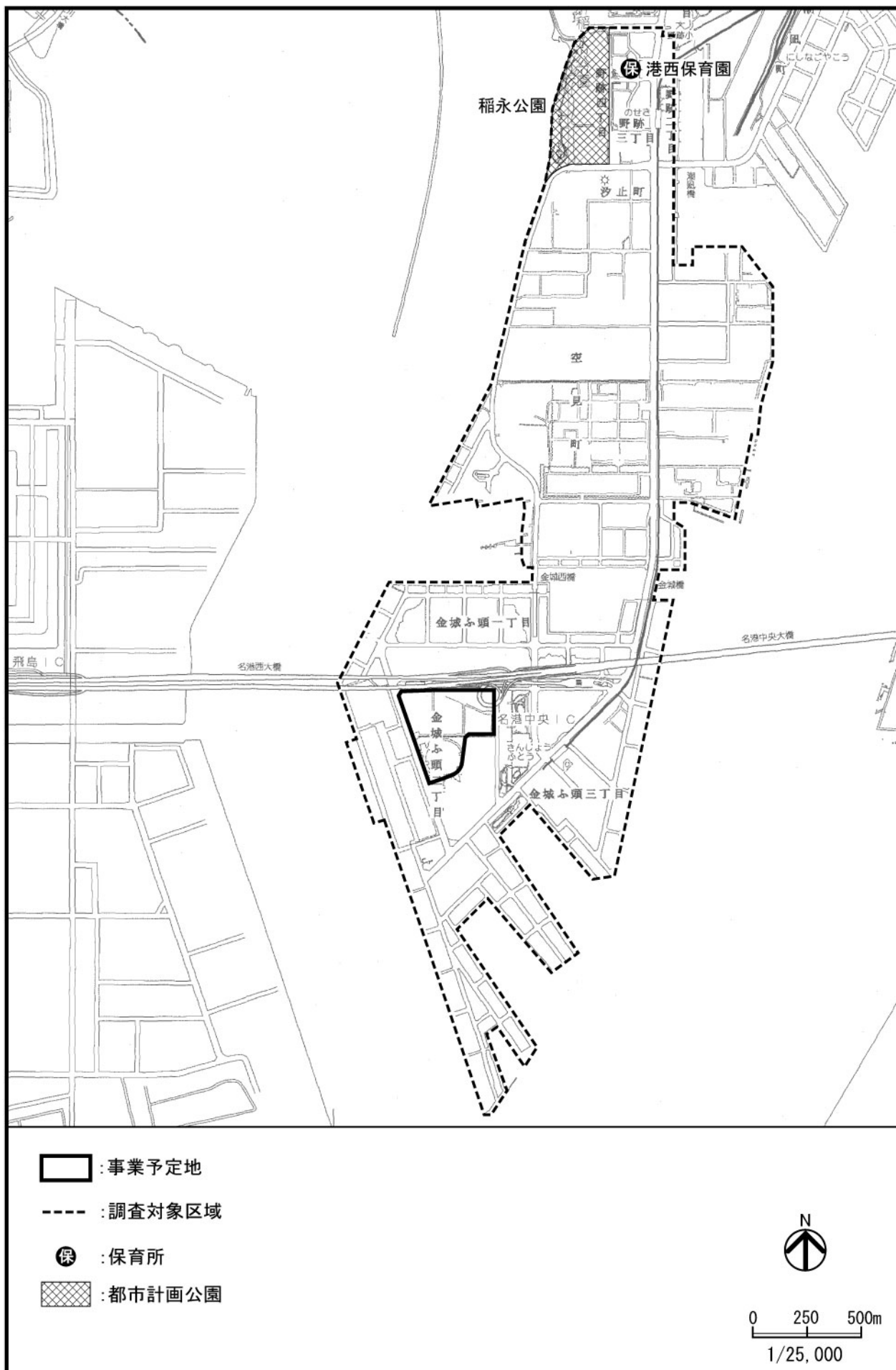


図 1-4-16 学校、病院、コミュニティ施設等位置図

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 23 年度のごみ収集搬入量は 621,368 トンで、前年度と比べ約 0.1% 減少している。

平成 23 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 1-4-8 に示すとおりである。

港区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典)「事業概要 (平成 24 年度資料編)」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-8 ごみ及び資源収集量 (平成 23 年度)

単位:トン

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合 計
名古屋市	390,649 (79.1%)	21,860 (4.4%)	8,120 (1.6%)	1,800 (0.4%)	71,491 (14.5%)	493,920 (100.0%)
港 区	26,117 (79.4%)	1,466 (4.5%)	450 (1.4%)	306 (0.9%)	4,559 (13.9%)	32,898 (100.0%)

注)1: () 内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

2: 「環境美化収集」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料 2－3（資料編 p.42）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。なお、事業予定地を含む金城ふ頭は臨港地区に指定されており、大気汚染に係る環境基準は適用されない。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(1) 騒音（資料 2－4（資料編 p.44）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料 2－5（資料編 p.45）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(I) 土壌汚染（資料 2－6（資料編 p.51）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料 2－7（資料編 p.52）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(1) 騒音（資料 2－8（資料編 p.53）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（〔資料 2－9（資料編 p.57）参照〕

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(I) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水について全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及びリンについて、総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、建設工事に伴い公共用水域に排水する場合は、外観、水素イオン濃度、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）の目安値が定められている。（資料 2－10（資料編 p.60）参照）

(カ) 地 盤（資料 2－11（資料編 p.62）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm² を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届け出し、同条例の規則で定める事項を報告する。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されているが、調査対象区域には、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壤

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

大規模な土地（3,000m²以上）の改変時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、特定有害物質等取扱事業者が、その設置している工場等の敷地において、500 m²以上の土地の改変（掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更）をしようとするときは、「名古屋市環境保全条例」に基づき、土壤及び地下水の汚染状況を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

なお、事業予定地は、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域、「名古屋市環境保全条例」に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域に指定されていない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 21 年 12 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は工業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。また、事業予定地の北側には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）に係る「中高層建築物」により日影の影響を受ける教育施設はない。

(カ) 緑 化（資料 2－12（資料編 p.63）参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、工業地域については、敷地面積 300 m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 15%以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

7) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、床面積 2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

1) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」(平成24年名古屋市告示第184号)に基づき、地球温暖化対策事業者(燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kℓ以上(原油換算)に該当する工場・事業場)は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、及び「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

② 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成 4 年名古屋市条例第 46 号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)」(環境省, 平成 23 年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター, 平成 23 年)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

なお、事業予定地は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域に指定されていない。

③ 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域（陸域部）は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域（陸域部）は、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。また、事業予定地は、全域が第 1 種区域に指定されている。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域（陸域部）は、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく準防火地域に指定されている。

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 1-4-9 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表1-4-9 第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020年度目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る 環境首都なご や	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

④ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環(わ)復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

⑤ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

⑥ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

⑦ 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

⑧ ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

① 地形・地質

ア 地 形

調査対象区域（陸域部）及びその周辺の地形は、図 1-4-17 に示すとおり、低地及びその他（河川等）の地形に区分される。調査対象区域（陸域部）は、全域が低地に分類されている。

また、名古屋港の埋立完成年の状況は、図 1-4-18 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、明治 34 年～平成 3 年にかけて埋立が行われた区域であり、事業予定地は昭和 37 年～昭和 46 年に埋立が行われた区域である。

なお、事業予定地の標高は約 5m～6m であり、周辺の埋立地より比較的高い場所である。

出典）「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）
「名古屋港のあらまし（ふ頭紹介）」（名古屋港ホームページ）

イ 地 質

調査対象区域（陸域部）及びその周辺の表層地質は、図 1-4-19 に示すとおり、未固結堆積物である。

出典）「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

② 地 盤

調査対象区域には、中部地方整備局の水準点が 1 箇所、名古屋港管理組合の水準点が 8 箇所及び名古屋市の水準点が 2 箇所ある。

平成 23 年度の測量結果では、1 地点で 1mm の沈下が確認されている。

出典）「平成 23 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，平成 24 年）

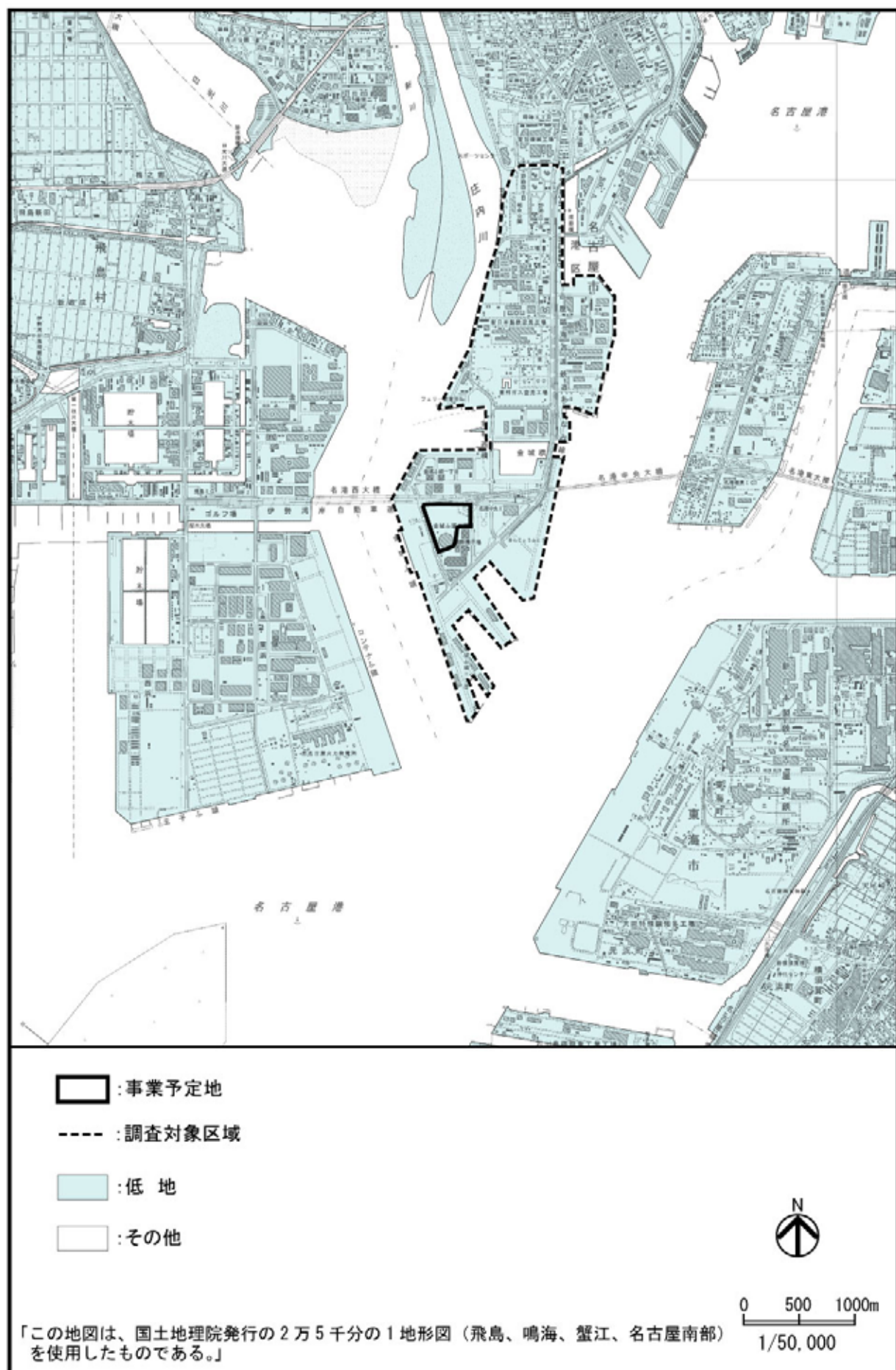


図 1-4-17 地形図

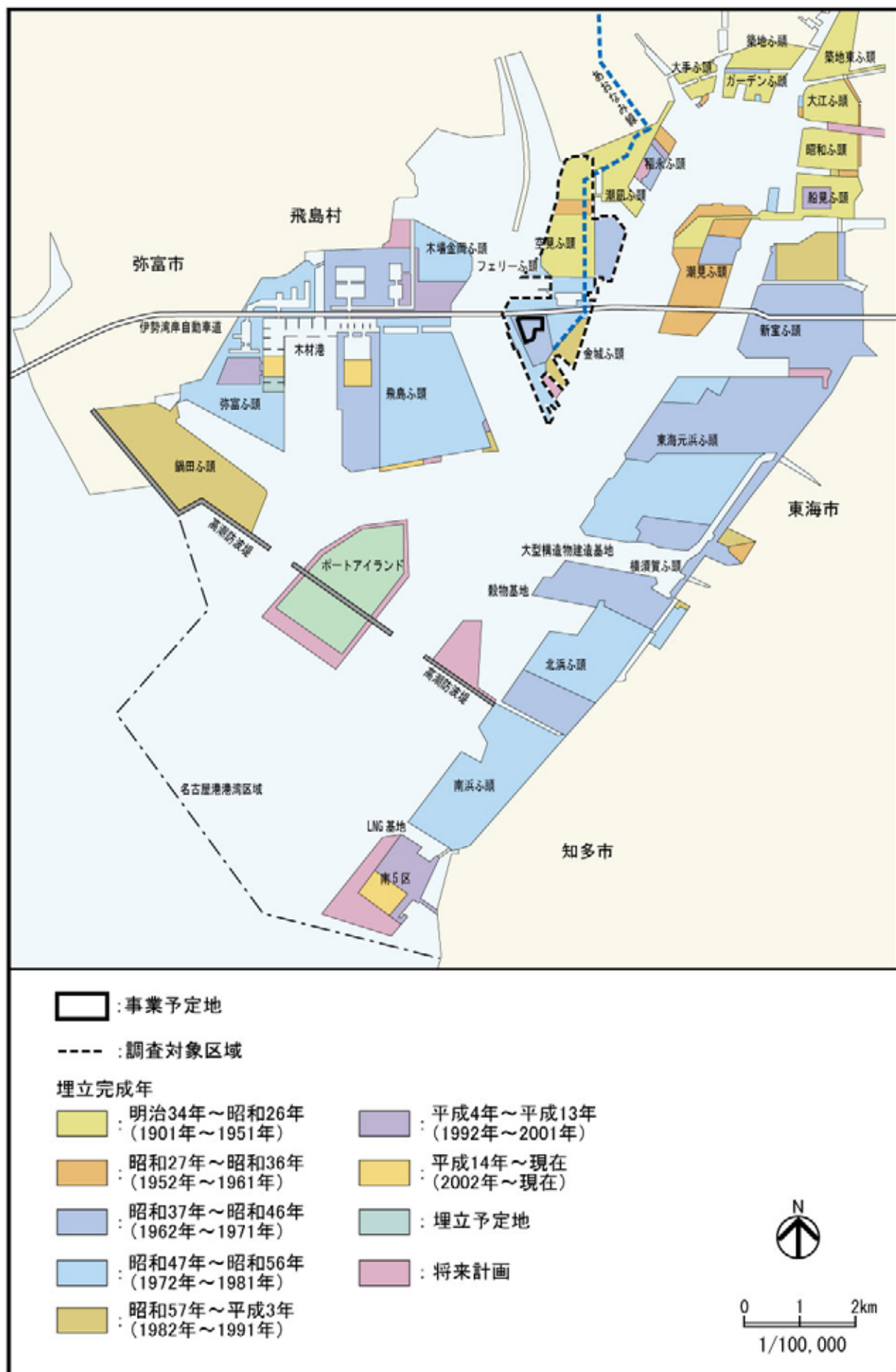


図 1-4-18 名古屋港の埋立完成年の状況



③ 土壌汚染

事業予定地の地歴について、「名古屋港のあらまし（ふ頭紹介）」（名古屋港ホームページ）によると、事業予定地は昭和 37 年～46 年にかけて埋立が行われた。埋立後、現況施設である駐車場、国際展示場及び緑地として利用されており、これまで、特定有害物質を使用する工場等が存在したことはない。

また、事業予定地の現況施設において使用されている PCB については、適切な管理がなされており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。

一方、事業予定地のある金城ふ頭では、平成 20 年度に名古屋市が名古屋市国際展示場における敷地土壌状況の把握を目的として、自主的に土壌調査を実施している。本事業を計画する上で、工事に伴い発生する掘削土処分を検討するための基礎資料とすることを目的として、名古屋市より資料の提供を受けた。この資料によると、「砒素及びその化合物」については 3 地点全てで、「ふっ素及びその化合物」については 3 地点中 2 地点で、溶出量基準を上回っている。また、「ほう素及びその化合物」については 3 地点全てで検出されているものの、溶出量基準を下回っている。（提供を受けた調査結果の概要は、資料 7－1（資料編 p.204）参照）

(2) 水環境の状況

① 水 象

調査対象区域は名古屋港港湾区域内に含まれている。

平成 23 年度における名古屋港の潮位（観測基準面の標高-200.9cm に対する潮位）は、満潮時が 215～356cm、干潮時が 34～236cm である。

出典）「潮汐観測資料 名古屋」（気象庁ホームページ）

② 水 質

調査対象区域及びその周辺における水質調査地点は図 1-4-20 に、調査結果は表 1-4-10 に示すとおりである。平成 23 年度における調査結果は、環境基準もしくは環境目標値に適合していない項目がある。

また、調査対象区域及びその周辺におけるダイオキシン類の調査は、潮見ふ頭北、金城ふ頭西及び高潮防波堤北で行われており、平成 23 年度における調査結果は、年間平均値でそれぞれ 0.055pg-TEQ/ℓ、0.21pg-TEQ/ℓ、0.12pg-TEQ/ℓであり、全ての地点で環境基準に適合している。

出典）「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ホームページ）
「公共用水域の水質調査結果」（愛知県ホームページ）
「平成 23 年度 ダイオキシン類調査結果について」（名古屋市ホームページ）

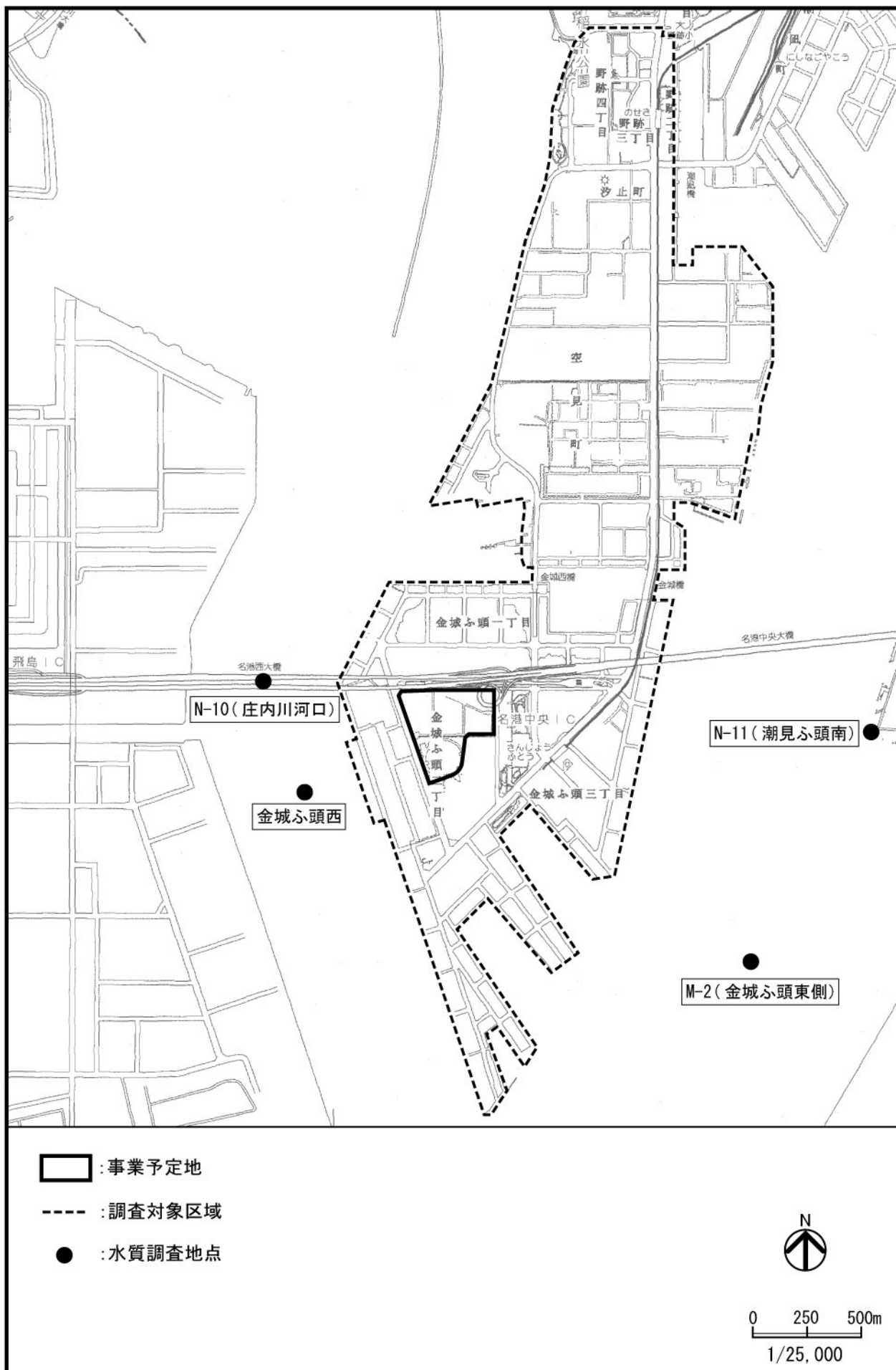


図 1-4-20 水質調査地点

表 1-4-10 水質調査結果

水域区分	調査地点	類型	区分	pH	DO (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)
伊勢湾	金城ふ頭西	C・IV類型	☆☆	8.0	7.4	2.7	7	0.92	0.10
				(7.8～8.3)	(4.6～12)	(1.8～5.8)	(3～16)	(0.72～1.1)	(0.069～0.16)
	N-10 (庄内川河口)		☆	7.9	6.1	3.5	—	1.40	0.10
				(7.6～8.2)	(2.3～12)	(1.7～6.7)		(0.95～2.3)	(0.012～0.15)
	N-11 (潮見ふ頭南)		☆	8.1	8.2	3.8	7	0.84	0.11
				(7.9～8.2)	(3.0～11)	(1.5～5.0)	(2～13)	(0.20～1.3)	(0.063～0.18)
	M-2 (金城ふ頭東側)		—	8.1	8.6	3.8	—	0.97	0.09
				(7.9～8.6)	(4.2～17)	(1.6～9.7)		(0.62～1.8)	(0.050～0.21)

注)1:上段の数値は年平均値、下段()内の数値は日間平均値の最小～最大を示す。

2:CODの年平均値の欄は、75%値である。

3:網掛けをしたものは、環境基準もしくは環境目標値に適合していない項目である。

③ 底 質

名古屋港におけるダイオキシン類の調査は、潮見ふ頭北、金城ふ頭西及び高潮防波堤北で行われている。平成 23 年度における調査結果は、それぞれ 26pg-TEQ/g、31pg-TEQ/g、2.0pg-TEQ/g であり、全ての地点で環境基準に適合している。

出典)「平成 23 年度 ダイオキシン類調査結果について」(名古屋市ホームページ)

④ 地下水

港区における地下水調査結果は、表 1-4-11 に示すとおりである。平成 19～23 年度に実施された調査では、環境基準に適合していない地点が各年 1 地点ある。

なお、調査対象区域では、地下水調査は行われていない。

出典)「平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-11 地下水調査結果における環境基準適合状況(港区)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
調査地点数	7	3	3	7	5
環境基準 不適合地点数	1	1	1	1	1

(3) 大気環境の状況

① 気 象

名古屋地方気象台における過去5年間(平成19～23年度)の年間平均気温は16.3℃、年平均降水量は1,645mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の常監局である惟信高校及び港陽における過去5年間(平成19～23年度)の風向・風速の測定結果は、表1-4-12に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、惟信高校及び港陽が北西となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が2.9m/s、惟信高校が2.8m/s、港陽が2.7m/sとなっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典)「平成19～23年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成20～24年)

表1-4-12 気象測定結果(月別最多風向及び平均風速(平成19～23年度))

単位:風速(m/s)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
名古屋地方 気 象 台	最多風向	NW	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	3.4	3.2	2.6	2.7	2.7	2.8	2.5	2.6	2.8	3.0	3.3	3.5	2.9
常 監 局	惟信高校	最多風向	NW	NW	NW	SE	SE NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
		平均風速	3.3	3.1	2.5	2.6	2.7	2.8	2.4	2.5	2.7	2.8	3.1	2.8
	港 陽	最多風向	NW	NW	SE	SE	SE SSE	ESE SE WNW NW NNW	NW	NW	NW	NW NNW	NW	NW
		平均風速	3.0	2.7	2.1	2.2	2.3	2.6	2.6	2.8	3.0	3.1	3.3	2.7

② 大気質

調査対象区域に常監局は存在しない。事業予定地に最も近い常監局は、一般局である惟信高校、自排局である港陽があり、これらの測定局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定がなされている。

これらの常監局の位置は、図1-4-21に示すとおりである。

出典)「平成23年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ホームページ)
「平成23年度 ダイオキシン類調査結果について」(名古屋市ホームページ)

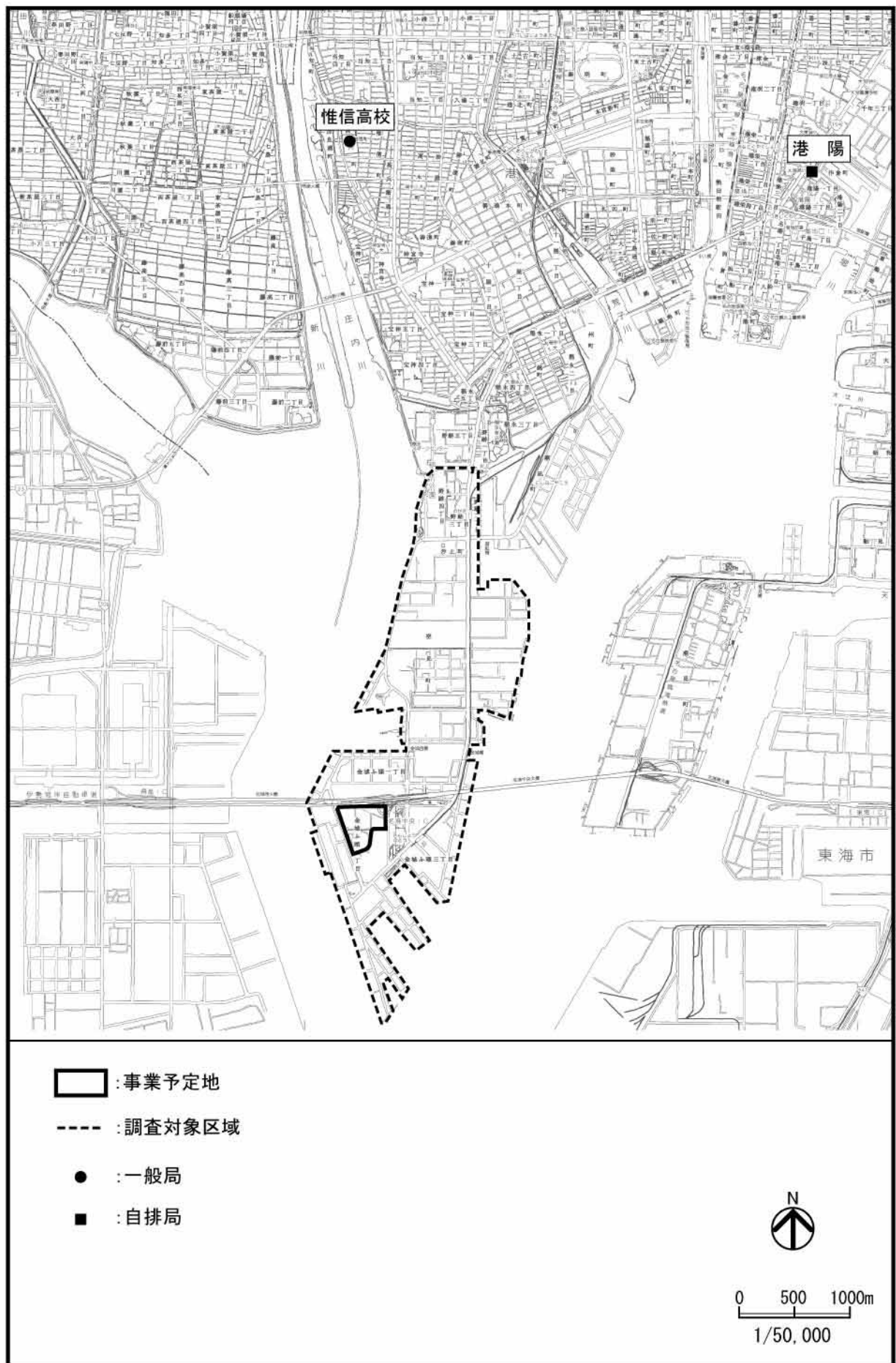


図 1-4-21 常監局位置図

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、市内 5 局（一般局 4 局、自排局 1 局）で測定が行われている。平成 23 年度における測定結果では、全測定局で環境基準を達成している。

イ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 23 年度における測定結果は、表 1-4-13 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表 1-4-13 二酸化窒素測定結果

測定局	年平均値	環境基準との対比		環境目標値との対比		1時間値 の最高値	日平均値の 年間98%値	環境基準・ 環境目標値の 達成状況 ○:達 成 ×:非達成
		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合				
	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
惟信高校	0.018	0	0.0	0	0.0	0.074	0.036	○
港 陽	0.020	0	0.0	8	2.2	0.080	0.040	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:環境基準の評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

3:環境目標値は、「1時間の1日平均値が0.04ppm以下であること。」である。

4:環境目標値の評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.04ppm以下に維持されること。」である。

ウ 一酸化炭素

一酸化炭素は、市内 2 局（一般局 1 局（千種区）、自排局 1 局（南区））で測定が行われている。平成 23 年度における測定結果では、全測定局で環境基準を達成している。

エ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 23 年度における測定結果は、表 1-4-14 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表 1-4-14 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年平均値	環境基準及び環境目標値との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準・ 環境目標値の 達成状況 ○:達 成 ×:非達成
		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合				
	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
惟信高校	0.023	0	0.0	0	0.0	0.129	0.055	○
港 陽	0.022	0	0.0	0	0.0	0.188	0.053	○

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 23 年度における測定結果は、表 1-4-15 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 1-4-15 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼 間 の 1時間値の 年 平 均 値	環境基準及び環境目標値との対比		昼 間 の 1時間値 の最高値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた 時間数とその割合			
	(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	
惟信高校	0.028	226	4.1	0.116	×
港 陽	0.027	170	3.1	0.103	×

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

カ 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、市内 2 局（一般局 1 局（中川区）及び自排局 1 局（南区））で測定が行われている。平成 23 年度における測定結果は、表 1-4-16 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成していない。

なお、調査対象区域には、微小粒子状物質の測定局はない。

表 1-4-16 微小粒子状物質測定結果

測定局	年平均値	環境基準との対比		日平均値の 98パーセ ンタイル値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
		日平均値が35 μg/m ³ を 超えた日数とその割合			
	(μg/m ³)	(日)	(%)	(μg/m ³)	
八幡中学校	18.0	18	5.0	44.8	×
元塩公園	17.2	13	3.7	41.7	×

注)1:環境基準は、「年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間の1日平均値の年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低いほうから98%に相当する値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

キ ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの港区（港陽）における平成 23 年度の年平均値は、ベンゼンが 1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 2.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.47 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 2.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、ベンゼンについては環境基準及び環境目標値を、その他の項目については環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定局はない。

ク ダイオキシン類

ダイオキシン類の港区（港陽）における平成 23 年度の年平均値は 0.033pg-TEQ/m^3 であり、環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

③ 騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域では環境騒音の調査は行われていない。

事業予定地に近い調査地点は、港区稲永五丁目及び港区潮風町であり、平成 21 年度の調査結果は、表 1-4-17 に示すとおりである。等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、稲永五丁目が昼間 49dB、夜間 44dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。港区潮風町は昼間 63dB、夜間 56dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 1-4-22 に示すとおりであり、自動車騒音が 62.7%と最も多く、次いで工場騒音の 8.6%、建設騒音の 4.9%の順となっている。

出典）「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 21 年度）」（名古屋市ホームページ）

表 1-4-17 環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	単位: dB			
		等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
港区稲永五丁目	第1種住居地域	49	44	55以下	45以下
港区潮風町	工業地域	63	56	60以下	50以下

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

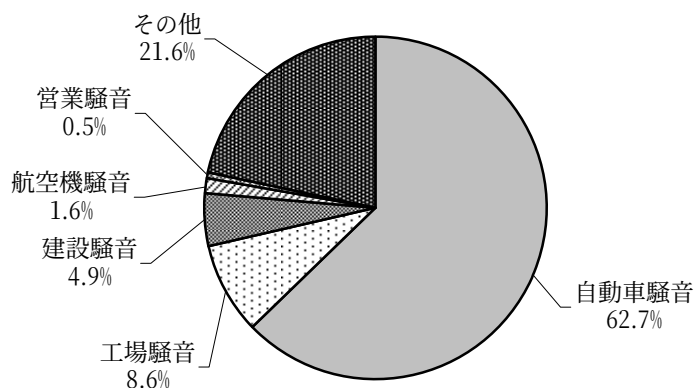


図 1-4-22 環境騒音の主な寄与音源

イ 道路交通騒音

調査対象区域では道路交通騒音の調査は行われていない。事業予定地に最も近い調査地点は港区野跡五丁目（市道金城埠頭線）であり、平成 20 年度の調査結果は、表 1-4-18 に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は 68dB、夜間は 64dB である。

また、調査対象区域における平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は表 1-4-19 に示すとおりである。これによると、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、100%である。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 19 年度・平成 20 年度）」
（名古屋市ホームページ）

表 1-4-18 道路交通騒音調査結果

路 線 名	測定地点の住所	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		交 通 量 (台)		大型車 混入率
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	
市道金城埠頭線	港区野跡五丁目	68	64	88	78	47%

注)1: 昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

2: 交通量は、昼間10分間における台数である。

表 1-4-19 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始 点	終 点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
市道金城埠頭線	港区 稲永五丁目	港区 野跡三丁目	1,601	1,601	0	0	0	100%

注) 面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

④ 振 動

調査対象区域では道路交通振動の調査は行われていない。事業予定地に最も近い調査地点は港区野跡五丁目（市道金城埠頭線）であり、平成 20 年度の調査結果は、表 1-4-20 に示すとおりである。これによると、振動レベル（ L_{10} ）は 53dB である。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 19 年度・平成 20 年度）」
（名古屋市ホームページ）

表 1-4-20 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル (L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
市道金城埠頭線	港区野跡五丁目	53	88	78	47%

注)1: 振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2: 交通量は、昼間10分間における台数である。

⑤ 悪 臭

平成 23 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 404 件あり、公害苦情処理件数総数 1,691 件の約 24%を占めている。また、港区では総数 174 件のうち 40 件（約 23%）が、悪臭に関する苦情処理件数である。

出典）「平成 24 年版 名古屋市環境白書 資料編」（名古屋市，平成 24 年）

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における平成 22 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 1-4-23 に示すとおりである。これによると、最も多いのは工場・その他の 27.7%、次いでオフィス・店舗等の 24.2%、家庭の 20.7%の順となっている。

また、調査対象区域では、二酸化炭素及びフロンは測定していない。二酸化炭素については市内 2 局（農業センター（天白区）及び科学館（中区）（平成 19 年 1 月から））、フロンについても 2 局（環境科学研究所（南区）及び愛知カンツリー倶楽部（名東区））で測定しており、これらの測定局における測定結果は、図 1-4-24 及び図 1-4-25 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センター及び科学館ともに増加傾向にある。フロンについては、平成 5 年度まで減少傾向にあり、平成 6 年度以降は横ばいである。なお、平成 16 年度以降、フロンの測定は実施されていない。

出典）「2010 年温室効果ガス排出量の調査結果について」（名古屋市ホームページ）
「平成 23 年度 二酸化炭素濃度年報」（名古屋市ホームページ）
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成 17 年）

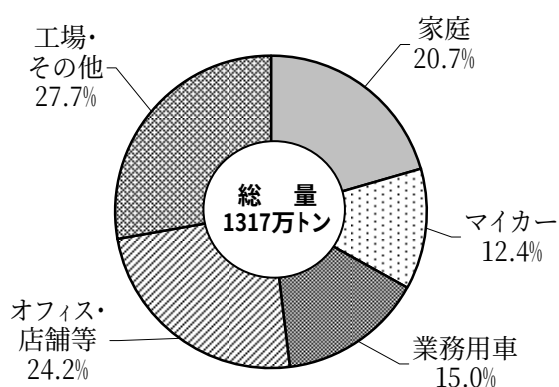
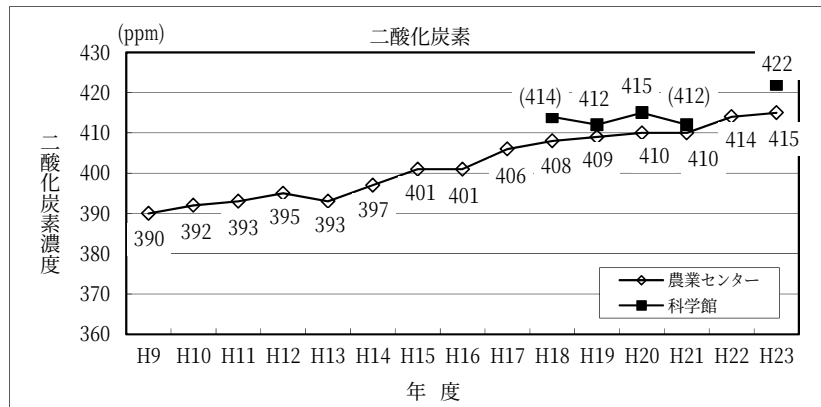


図 1-4-23 部門別二酸化炭素排出量



注) 科学館は、H18年度途中より測定を開始し、H21年度途中より測定を中断しているため、H18年度及びH21年度は（ ）とした。なお、H22年度は、科学館において測定は行われていない。

図 1-4-24 二酸化炭素濃度年平均値の推移

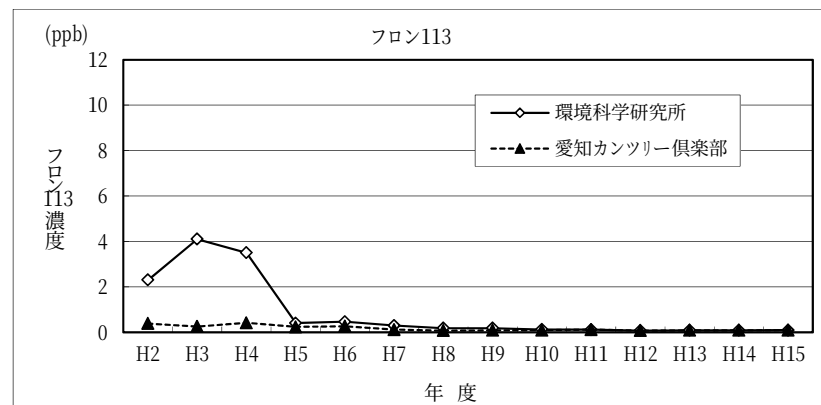
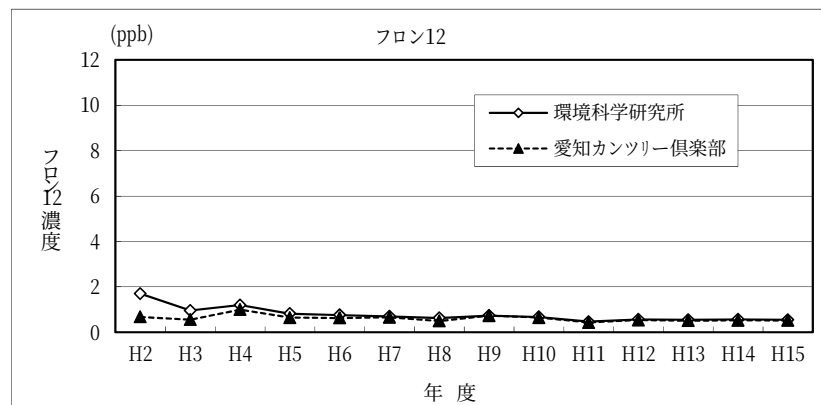
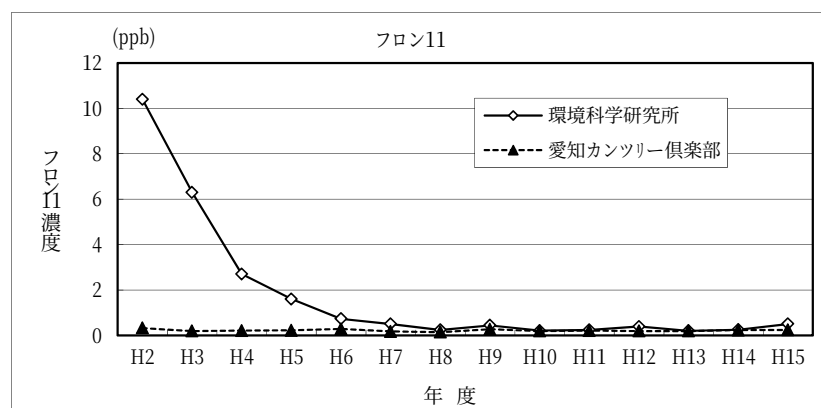


図 1-4-25 フロン濃度年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

① 動 物

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、人為的影響を強く受けた環境となっており、スズメやアブラゼミなど一般的に確認される種が生息する程度である。既存資料によると、事業予定地近傍の金城ふ頭中央緑地において、両生類のヌマガエルが確認されているが、重要な種は確認されていない。（資料 2－1 3（資料編 p.65）参照）

出典）「空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」
（名古屋市，平成 18 年）
「新名古屋火力発電所（7,8 号系列）環境影響評価書 修正環境影響調査書」
（中部電力株式会社，平成 6 年）

② 植 物

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、人為的影響を強く受けた環境となっている。既存資料によると、事業予定地近傍の金城ふ頭中央緑地において、重要な種は確認されていない。（資料 2－1 3（資料編 p.65）参照）

出典）「第 2-5 回植生調査重ね合わせ植生」（環境省ホームページ）
「空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」
（名古屋市，平成 18 年）

③ 生態系

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑 地

調査対象区域の大半における緑地は、金城ふ頭中央緑地や稲永公園などの公園や、街路樹として道路沿いに散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景 観

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、特筆すべき景観資源は存在しない。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地である。調査対象区域の北西部（事業予定地から北方向約 3km）には稲永公園があり、野鳥観察館や稲永ビジターセンターなど人と自然との触れ合いの活動の場があるが、事業予定地を含む金城ふ頭には、人と自然との触れ合いの活動の場としての機能はない。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表1-5-1に示すとおりである。

表 1-5-1 影響要因の抽出

	影響要因の区分	影響を及ぼす内容
	細 区 分	
工 事 中	現況施設の解体及び新施設の建設	粉じんの発生、工事排水の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	工事排水の排出、汚染土壌の飛散等、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新施設の使用	景観の変化、緑地等の出現
	新施設の供用	事業排水の排出、騒音の発生、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	新施設関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響

5-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 1-5-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 1-5-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 1-5-3 に、選定しなかった理由は表 1-5-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、水質・底質、土壌、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性及び緑地等の計 10 項目である。

表 1-5-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中				存在・供用時		
	細区分	及現 況 新 施 設 の 建 設 体	掘 削 等 の 土 工	建 設 機 械 の 稼 働	工 事 関 係 車 両 の 走 行	新 施 設 の 存 在	新 施 設 の 供 用	新 施 設 関 連 車 両 の 走 行
A 大気質	二酸化窒素	-	-	●	●	-	-	●
	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	●
	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
B 騒 音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通騒音	-	-	-	●	-	-	●
	施設騒音	-	-	-	-	-	●	-
C 振 動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通振動	-	-	-	●	-	-	-
D 低周波音	—	-	-	-	-	-	-	-
E 悪 臭	—	-	-	-	-	-	-	-
F 水質・底質	水素イオン濃度	●	-	-	-	-	-	-
	浮遊物質	-	●	-	-	-	-	-
	砒素	-	●	-	-	-	-	-
	ふっ素	-	●	-	-	-	-	-
	ほう素	-	●	-	-	-	-	-
	化学的酸素要求量	-	-	-	-	-	●	-
	全窒素	-	-	-	-	-	●	-
	全磷	-	-	-	-	-	●	-
G 地下水	—	-	-	-	-	-	-	-
H 地形・地質	—	-	-	-	-	-	-	-
I 地 盤	—	-	-	-	-	-	-	-
J 土 壤	砒素	-	●	-	-	-	-	-
	ふっ素	-	●	-	-	-	-	-
	ほう素	-	●	-	-	-	-	-
K 植 物	—	-	-	-	-	-	-	-
L 動 物	—	-	-	-	-	-	-	-
M 生態系	—	-	-	-	-	-	-	-
N 景 観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
O 人と自然との触れ 合いの活動の場	—	-	-	-	-	-	-	-
P 文化財	—	-	-	-	-	-	-	-
Q 廃棄物等	廃棄物等	●	●	-	-	-	●	-
R 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
	オゾン層破壊物質	●	-	-	-	-	-	-
S 風 害	—	-	-	-	-	-	-	-
T 日照阻害	—	-	-	-	-	-	-	-
U 電波障害	—	-	-	-	-	-	-	-
V 地域分断	—	-	-	-	-	-	-	-
W 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
X 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 1-5-3 環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
A 大気質	工事中	・現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・新施設関連車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
B 騒 音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	・新施設関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・新施設の供用に伴い、アトラクション施設等から発生する騒音による影響が考えられる。
C 振 動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
F 水質・底質	工事中	・工事に伴い発生する濁水による公共用水域への影響が考えられる。
	供用時	・新施設の供用に伴い発生する汚水による公共用水域への影響が考えられる。
J 土 壌	工事中	・掘削等の土工に伴い、汚染土壌の飛散等の影響が考えられる。
N 景 観	存在時	・新施設の存在による地域景観の変化が考えられる。
Q 廃棄物等	工事中	・現況施設の解体、掘削等の土工及び新施設の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・新施設の供用に伴い発生する事業系廃棄物による影響が考えられる。
R 温室効果ガス等	工事中	・新施設の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・新施設の供用及び新施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
W 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・新施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
X 緑地等	存在時	・新施設の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 1-5-4 環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
A 大気質	供用時	・建物ごとに電気を主体とした個別の冷暖房設備を設置する計画であり、大気汚染物質を多く排出する施設は設置しないことから、環境への影響は小さいと考えられる。
C 振 動	供用時	・新施設関連車両は主に小型車であることから、この走行に伴う振動による影響は小さいと考えられる。 ・著しく振動を発生する施設を設置しない。
D 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
E 悪 臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・厨芥ごみは分別収集し、適切な管理を行い悪臭の発生を防ぐ計画であることから、影響は小さいと考えられる。
G 地下水	工事中	・工事中の濁水は、沈砂槽及び必要に応じた水処理装置を経て既設の雨水排水管へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・供用時の汚水は、事業予定地内に設置した浄化槽を経て既設の雨水排水管へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
H 地形・地質	工事中 存在時	・事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・大規模な掘削等の土工による土地の改変は行わない。
I 地 盤	工事中	・大規模な掘削等の土工は行わないことから、地下水位及び周辺地盤の変位は小さいと考えられる。
	存在時	・大規模な施設の設置は行わないことから、周辺地盤の変位は小さいと考えられる。
J 土 壤	供用時	・特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。
K 植 物	工事中 存在・供用時	・事業予定地を含む金城ふ頭は埋立地であり、貴重種として保存すべき群落及び種等は存在しない。 ・事業予定地を含む金城ふ頭は、人間活動の影響を強く受けた地域であり、生息・生育する動植物は限られることから、本事業による影響は小さいと考えられる。
L 動 物		
M 生態系		
O 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・事業予定地を含む金城ふ頭には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。
P 文化財	工事中 存在時	・事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、本事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
S 風 害	存在時	・建築物は中低層であり、大規模な施設の設置は行わないことから、風害による影響は小さいと考えられる。
T 日照障害	存在時	・建築物は中低層であり、大規模な施設の設置は行わないことから、日影による影響は小さいと考えられる。
U 電波障害	存在時	・建築物は中低層であり、大規模な施設の設置は行わないことから、テレビジョン放送電波障害等の影響は小さいと考えられる。
V 地域分断	工事中 存在時	・本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等は行わない。